

南城市観光危機管理計画

南城市 企画部 観光商工課

目 次

第1章 総則	1
1-1 本計画の目的	1
1-2 本計画の性格・位置づけ	2
(1) 本計画の性格	2
(2) 本計画の位置づけ	3
(3) 本計画の範囲	3
1-3 「観光危機」及び「観光危機管理」の定義	4
(1) 「観光危機」の定義	4
(2) 「観光危機管理」の定義	4
1-4 本計画の必要性	5
(1) 南城市観光の危機管理上の課題	5
(2) 南城市観光の危機管理の必要性	5
1-5 南城市の観光の状況	6
1-6 南城市における災害の想定と観光施設	11
(1) 想定される災害の範囲と観光施設の位置関係	11
(2) 南城市における災害・危機の履歴	14
1-7 想定する観光危機	16
(1) 自然災害・危機	16
(2) 人的災害・危機	18
(3) 健康危機	19
(4) 環境危機	20
(5) 市外で発生した災害・危機	21
1-8 想定する観光危機の優先性の考え（被害規模と発生頻度の関係）	22
1-9 基本方針	24
(1) 基本的な考え	24
1-10 各段階での概要	24
(1) 平常時の減災対策（Reduction）	24
(2) 危機対応への準備（Readiness）	25
(3) 危機への対応（Response）	25
(4) 危機からの回復（Recovery）	25
第2章 観光危機管理体制	26
2-1 観光危機管理体制の考え方	26
(1) 市の体制	26
(2) 観光関連団体・観光事業者の体制	26
(3) 国・県及び他の市町村との体制	27
2-2 観光危機管理体制のイメージ	28
第3章 平常時の減災対策（Reduction）	29
3-1 観光危機情報の伝達体制の整備や、観光関連施設の安全・安心・快適な観光地づくり	29
(1) 情報伝達体制の整備	29
(2) 避難場所・避難経路や避難誘導標識等の整備	29
(3) 観光施設等の耐震化促進	30
3-2 避難誘導標識、海拔表示、防災マップの設置促進等による安全対策の充実・強化	30
(1) 避難場所・経路等の観光客への周知	30
(2) 外国人観光客への配慮	30

(3) 県及び国と連携した新技術の活用	30
3-3 観光危機管理対策に関する知識及び役割等の普及・啓発、指導者等の育成	30
第4章 危機対応への準備 (Readiness)	31
4-1 観光危機管理計画・マニュアル等の策定	31
4-2 観光施設等における危機対応・避難誘導訓練の実施	31
4-3 観光客や観光関連事業者に迅速かつ確実な観光危機情報等を提供するための体制強化	31
(1) 伝達内容の整備	31
(2) 伝達手段の多様化	32
(3) 伝達手段の多重化	32
4-4 要配慮者への対応・支援体制の強化	32
(1) 要配慮者への情報発信ツール等の整備	32
(2) 外国人観光客への情報発信	32
4-5 観光客にも配慮した避難施設、資機材、食料・飲料水などの備蓄の充実・強化	32
(1) 避難場所・経路等の把握	32
(2) 資機材の把握	33
(3) 食料・飲料水等の備蓄等	33
4-6 観光関連事業者が行う訓練・講習会・各種計画策定等に対する評価制度	34
第5章 危機への対応 (Response)	35
5-1 観光危機の状況及び推移等に応じた観光危機管理体制の設置	35
(1) 観光危機管理体制の設置 【全ての危機に対応】	35
(2) 初動体制の設置 【全ての危機に対応】	37
5-2 迅速かつ確実な観光危機情報の収集・共有・発信、通信手段の確保等の活動体制の強化	40
(1) 危機状況の把握 【全ての危機に対応】	40
(2) 交通状況・宿泊状況等の把握 【自然及び人的災害・危機】	41
(3) 観光客等への情報の発信 【自然及び人的災害・危機、環境危機】	41
(4) 被害状況、避難状況等の情報の発信 【自然及び人的災害・危機、環境危機】	42
5-3 観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認	42
(1) 観光客の避難誘導 【自然及び人的災害・危機、環境危機】	42
(2) 沖合いでの観光客の避難誘導 【自然災害・危機】	43
(3) 観光客の安否確認 【自然及び人的災害・危機】	45
(4) 救助要請 【自然及び人的災害・危機】	46
(5) 他市町村との連携 【自然及び人的災害・危機、環境危機】	46
(6) 近隣市町村より受入れた観光客の安否確認 【自然及び人的災害・危機】	46
5-4 帰宅困難者対策、被災した観光客の関係者への対応	47
(1) 帰宅困難者を出さないための対応 【自然及び人的災害・危機、健康危機】	47
(2) 帰宅困難者の対応 【自然及び人的災害・危機】	47
(3) 協力依頼及び連携 【自然及び人的災害・危機】	48
(4) 復旧見込みに係る情報の発信 【自然及び人的災害・危機】	48
(5) 交通情報・宿泊情報の発信 【自然及び人的災害・危機】	48
(6) 関係者家族への情報発信・提供 【自然及び人的災害・危機】	49
(7) 観光客の輸送 【自然及び人的災害・危機】	49
5-5 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動等の連携強化	50
(1) 救助・救急・医療活動等に係る情報提供 【自然及び人的災害・危機、健康危機】	50
(2) 近隣市町村との連携による情報の提供 【自然及び人的災害・危機、健康危機】	51
(3) 行方不明者に係る情報の提供 【自然及び人的災害・危機】	52
(4) 遺体の安置及び処理 【自然及び人的災害・危機】	52
(5) 遺体の埋葬 【自然及び人的災害・危機、健康危機】	52
5-6 避難した観光客への食料・飲料水及び生活必需品の備蓄の調達と供給	54
5-7 観光危機や観光産業への影響に関する正確な情報収集・発信等による風評被害対策	55
第6章 危機からの回復 (Recovery)	57

6-1 観光危機後の観光誘客及び観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の設置	57
6-2 観光産業の早期復興を図るための施策等の企画・実施、関係機関との連携強化	57
6-3 観光危機後の観光産業の早期復興に向けたプロモーション活動等の実施	57
6-4 観光危機後の国内・海外への戦略的な情報発信等による風評被害対策	58
6-5 観光産業の早期復興・事業継続を図るための緊急融資支援等の実施	58
6-6 観光危機により甚大な影響を受けた観光産業の雇用継続支援の実施	59
資料-1) 行動フローの例示	60
(1) 自然災害・危機の場合 【台風の場合】	60
(2) 自然災害・危機の場合 【地震・津波】	61
(3) 人的災害・危機 【爆発物の場合】	62
(4) 健康危機 【新型インフルエンザの場合】	63
(5) 環境の場合 【タンカー等による海洋汚染】	64
(6) 市外で発生した危機の場合 【風評被害】	65
資料-2) 職員初動マニュアルの補足	66
資料-3) リスト類	68
(1) 南城市内の宿泊施設の状況	68
(2) 南城市内の宿泊施設の一覧	69
資料-4) 様式集	70
資料-5) 防災施設等	71
資料-6) 用語集	75

第1章 総則

1-1 本計画の目的

近年、沖縄ブームや、グスク群の世界遺産登録（斎場御嶽など）で沖縄県の入域観光客数は右肩上がり維持している。また、最近ではクルーズ船の就航などによるインバウンドの増加により、入域観光客数はこれからも増加すると予想される。

南城市は沖縄県本島南部の東側に位置し、グスクなど多くの歴史・文化遺産や、ビーチなどの観光資源を有している。また、那覇市から12km程度とアクセス性もよく、近年は日帰りの観光客が増加している状況である。

本市の観光振興計画では、南城市観光のブランド化を目指し、「単に誘客数を上げるのではなく、顧客満足度を高め、地域に対する経済効果を高める」としている。そのため、様々な観光施策を推進しているが、なかでも、「土地勘の無い観光客や言葉に不自由な観光客の安全を確保し、安心して観光できることが今後の南城市のイメージアップに繋がる。」として、観光危機への対応を優先事項としている。

また、総合戦略においても「基本目標Ⅰ：地域資源を活用し、自立可能な就労の場を創り出す」の中で、「本市の観光業における弱点の克服と利点の拡充によって、県内他市町村とは差別化され、かつ沖縄観光に新たな魅力要素を付加する「南城ツーリズム」の育成と展開に取り組む」とし、観光を本市の主要な産業のひとつと捉えている。

観光産業が安定的に発展することは、市内の経済活動の活性化、市民の雇用創出、関連産業への波及効果などに繋がるものである。

本計画は、観光産業に負の影響を与える台風、地震・津波、感染症等の観光危機に関し、観光危機管理の基本的な対応等を定め、観光危機が発生し、又は発生する恐れがある場合において、当該危機の減災対策や、危機発生時に情報弱者となる観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策、危機後の風評被害対策、観光産業の早期復興・事業継続支援等を迅速かつ確実に実施できる体制を整備することにより、安全・安心・快適な観光地としての観光ブランドを構築することを目的とする。

1-2 本計画の性格・位置づけ

(1) 本計画の性格

本計画は南城市観光の危機管理に関する総合的な基本計画で、「南城市地域防災計画」及び「沖縄県観光危機管理基本計画」に基づき、観光危機管理対策の「基本方向」や「基本施策」を明らかにするものであり、市民をはじめ、行政、南城市観光協会、その他観光関連団体・観光関連事業者等の各主体の自発的な活動の指針となるものである。

また、「南城市地域防災計画」、「南城市新型インフルエンザ対策行動計画」といった市の既存計画や、「沖縄県地域防災計画」「沖縄県国民保護計画」、「沖縄県感染症予防計画」「沖縄県新型インフルエンザ対策行動計画」などの既存計画等で定める対策等について、観光分野に係る役割を明確化し、観光危機発生時の観光客の特徴を踏まえた安全確保や、観光産業の早期回復・事業継続支援等の基本的な取組みを示すものである。

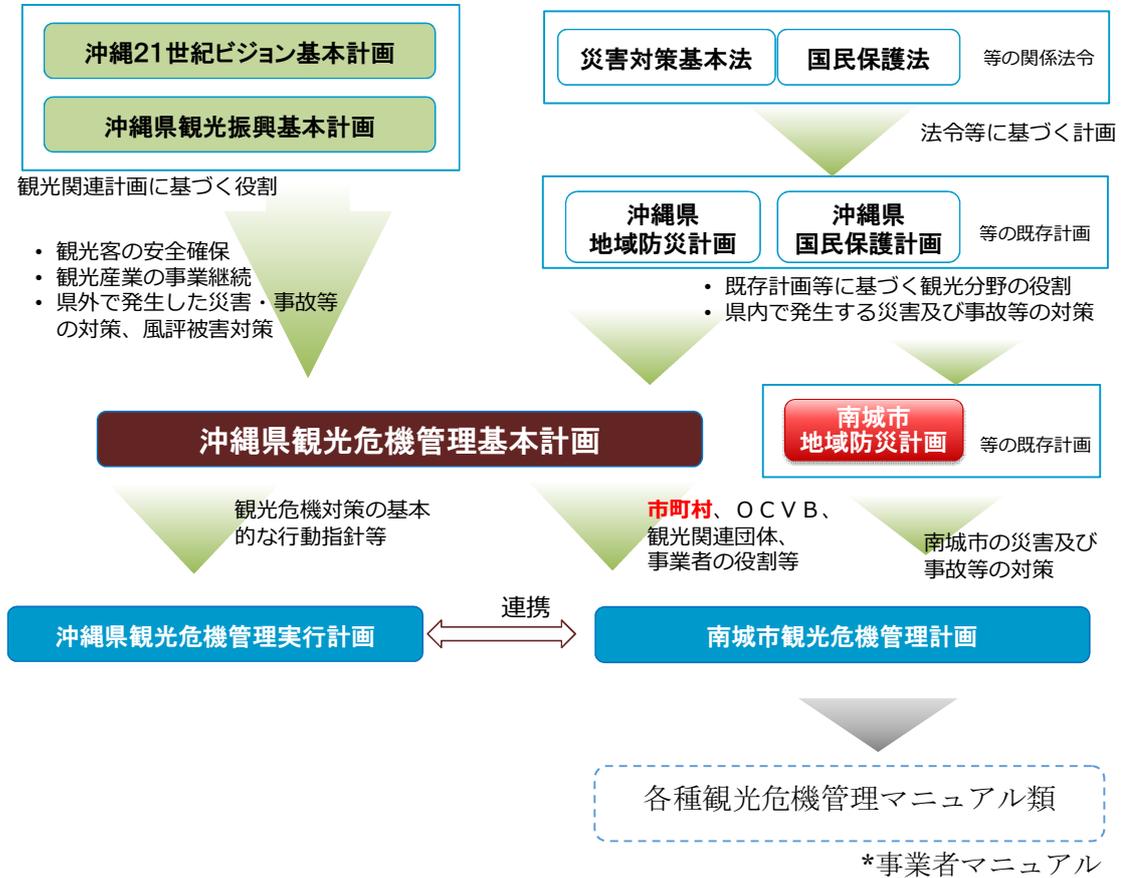
そのため、本計画で定める観光危機管理対策について、既存計画で定められている場合は、当該既存計画に基づいて観光分野に係る対応を行うものとし、既存計画で定められていない場合は、本計画に基づいて対応を行うものとする。

なお、本計画は継続的に見直しを行うものである。見直しにおける情報源は以下のものを想定する。

- ①社会の変化や観光市場の変化
- ②観光客の旅行形態の変化
- ③市内や近隣市町村における大規模観光施設の誘致
- ④訓練から得られた課題
- ⑤各種取り組みによる実現性
- ⑥関連する既存計画の見直し 等

(2) 本計画の位置づけ

観光危機管理対策となる本計画と既存計画の関係は以下のとおりであり、上位となる諸計画（地域防災計画、国民保護計画等）や関連計画との整合・連携を図りながら実行可能な計画とする。



(3) 本計画の範囲

本計画で対象とする観光危機の範囲は、南城市観光に直接的・間接的（風評被害を含む）影響を与えると考えられる次に掲げる災害・危機とする。

1. 自然災害・危機
2. 人的災害・危機
3. 健康危機
4. 環境危機
5. 県外で発生した災害・危機

1-3 「観光危機」及び「観光危機管理」の定義

(1) 「観光危機」の定義

観光危機とは、台風、地震、津波、航空機・船舶事故、感染症などの災害・事故等の発生により、観光客や観光産業に甚大な被害をもたらし、その発生から対応までを限られた時間と不確実な状況の下で意思決定をしなければならない市内又は市外の他、県外で発生する危機や風評被害等をいう。

市外で発生する危機や風評被害については、「沖縄県で〇〇が発生」という事象について、市内では被害を受けていないにもかかわらず、本市を含む県内全体が甚大な被害を受けているような報道がされる場合も含まれる。

(2) 「観光危機管理」の定義

観光危機管理とは、観光客や観光産業に甚大な被害をもたらす観光危機を予め想定し、被害を最小化するための減災対策、観光危機発生時における観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等の迅速な対応、観光危機後の風評被害対策、観光産業の早期復興・事業継続支援等を組織的かつ計画的に行うことをいう。

1-4 本計画の必要性

(1) 南城市観光の危機管理上の課題

本市は、奥武島と久高島を有するなど、防災上不利な地理的条件や、台風常襲地域としての自然環境的特性、世界遺産の斎場御嶽や多くの外国人観光客が訪れるおきなわワールドなど、防災上特別な配慮が必要な社会的条件を併せ持っている。

また、離島である久高島やコマカ島への交通手段は海路に、県外への交通手段は空路と海路に限定されており、災害等による影響で航空機や船舶の運航が停止した場合、市内の宿泊施設、観光施設等に滞在している多くの観光客が、帰宅困難な状況になると予想される。

沖縄本島周辺で発生する地震やそれに伴う津波により、市内各地の観光関連施設や港湾が被害を受ける可能性があることから、平常時から観光関連施設の減災対策、観光危機発生時の観光客への迅速かつ確実な情報発信、那覇空港などの施設等が使用不能となった場合の対応策等の検討が必要である。

(2) 南城市観光の危機管理の必要性

本市では地域防災計画及び関連するマニュアル類が策定されており、災害時等においては当該計画に併せた行動が実行される。

しかしながら、観光のブランド化を目指す南城市にとって、以下に示す観点から観光客の特性に合わせた計画の策定が必要である。

- ① 観光客は土地に馴染みがなく、危機が発生した際にどう行動をとってよいかわからない(どの方向に逃げてよいかわからない。)
- ② 観光客は危機が発生した際に、避難の方法がわからない。
- ③ 地域防災計画などの既存計画は住民への対応が主であり、観光客への対応を示す必要がある。
- ④ 今後も増加していく外国人観光客などへの危機発生時の対応方法(留意点)がわからない。
- ⑤ 観光客を早期に安全に帰宅させる必要がある。
- ⑥ 観光に与える危機は自然災害だけではない。
- ⑦ 観光危機が発生した際に、早期から観光復興への対応が必要である
- ⑧ 風評などの被害に対する対応が必要である。
- ⑨ 観光危機発生時の観光客への対応が南城市観光、沖縄観光のイメージとなる。

1-5 南城市の観光の状況

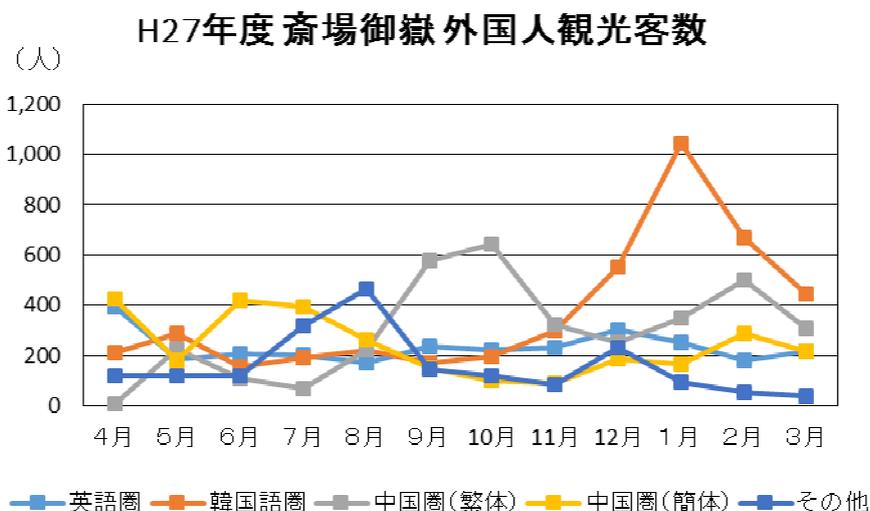
① 南城市の観光の動向

本市へ訪れる観光客数は年々増加しており、平成27年には約229万人の観光客が訪れている。



出典：南城市保有資料

斎場御嶽における外国人観光客数のピークは月によって異なる。中国語圏（簡体字）から来る観光客数は6月～7月にピークを迎え、香港・台湾・マカオ等から来る観光客数は9月～10月、2月にピークを迎える。また韓国からの観光客数は11月～1月にかけて急増し、1月以降は急激に減少する。



出典：南城市保有資料

② 市内の主要観光施設

市内の主要観光施設は以下のとおりである。

地区	施設	概要
玉城	<p>おきなわワールド 入場口</p>  <p>玉泉洞</p> 	<p>玉泉洞、琉球王国城下町、ハブ博物公園等を含むテーマパーク。施設内ではエイサーや伝統工芸の制作、ハブのショーなどが行われている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・玉泉洞 全長約 5,000m、国内最大級の鍾乳洞。890mが一般用に公開され、残りのエリアは研究用として保存されている。 ・琉球王国城下町 築 100 年以上の古民家が立ち並び、昔の沖縄の町並みを再現している。家屋の中では伝統工芸の体験教室を開催している。 ・ハブ博物公園 屋外展示場には 50 匹以上のハブが飼育されており、ハブ以外にもマングースやコウモリ、ヤシガニなど様々な生物が飼育されている。 <p>年間観光客数：平成 27 年 約 1,400,000 人 (ガンガラーの谷含む)</p> <p>所在地：沖縄県南城市玉城字前川 1336 番地</p>
	<p>ガンガラーの谷</p> 	<p>数十万年前まで鍾乳洞だった場所が崩壊してできた亜熱帯の森である。入口のケイブカフェは鍾乳洞をそのまま利用した入場無料のカフェになっている。谷は約 48,000 m²、歩行距離は約 1km。</p> <p>所在地：沖縄県南城市玉城字前川 202 番地</p>

地区	施設	概要
玉城	糸数アブチラガマ 南部観光総合案内センター 	<p>沖縄戦時に糸数集落の避難指定壕だった長さ 270mの自然洞窟である。糸数アブチラガマに入るときには運動靴（又は雨靴）、手袋、ヘルメット、懐中電灯を用意する必要がある。</p> <p>年間観光客数：平成 27 年 107,975 人 所在地：沖縄県南城市玉城糸数 667-1</p>
知念	斎場御嶽 	<p>琉球の最高神女であった聞得大君（きこえおおきみ）の就任儀式が行われた沖縄の歴史上重要な聖地である。山の中にあり、入口付近は足元が悪く、急な傾斜や階段があるため、注意して歩行する必要がある。また、土砂災害危険箇所指定されており、地すべりが起きる危険性がある。</p> <p>年間観光客数：平成 27 年 約 392,305 人 所在地：沖縄県南城市知念字久手堅地内</p>
	南城市地域物産館 	<p>南城市の特産品や地元農家の野菜、お土産などを販売している。斎場御嶽へ行くには施設内にある券売所で入場券を購入するため、多くの観光客が訪れる。</p> <p>併設されているがんじゅう駅南城では観光情報を提供している他、レンタサイクルの貸出しを行っている。</p> <p>近隣には避難所に指定されている南城市知念社会福祉センターと知念体育館がある。</p> <p>年間観光客数：平成 27 年 65,984 人 所在地：沖縄県南城市知念字久手堅 539</p>
	あざまサンサンビーチ 	<p>バナナボートや水上バイク等のマリレジャー、バーベキューを楽しむことができる。クラゲ防止ネット完備で、監視員・ライフセーバー常駐。また、更衣室、シャワー室、コインロッカーも完備している。</p> <p>地震が発生した際、津波被害の恐れがあるため早急に避難することが必要である。</p> <p>年間観光客数：平成 27 年 55,512 人 所在地：沖縄県南城市知念安座真 1141-3</p>

地区	施設	概要
佐敷	南城市文化センター シュガーホール 	<p>県内唯一の音楽専用ホールで、市民の日常的なサークル等の活動拠点である。また尚巴志ハーフマラソンのスタート・ゴール地点になっており、毎年約 8,000～9,000 人のランナーが参加している。</p> <p>津波の被害が及ぶ可能性があり、津波発生時にはシュガーホール 3 階以上への避難、佐敷小学校、月代宮への避難が望ましい。</p> <p>席数：525 席 所在地：沖縄県南城市佐敷字佐敷 307</p>
	ユニチホテル南城 	<p>南城市の中心に位置し、中城湾と太平洋を一望できるホテル。ホテル内には天然温泉や様々なスポーツを楽しむことができるスポーツ施設がある。</p> <p>またホテルは土砂災害危険箇所に指定されているため、地震や大雨の際には避難あるいは施設の点検等を行うことが望ましい。</p> <p>年間宿泊者数：平成 27 年 約 40,000 人 所在地：沖縄県南城市佐敷字新里 1688</p>
久高島		<p>知念岬から東方海上、約 6km に浮かぶ周囲約 8km の島である。安座真港-徳仁港間をフェリー又は高速船の定期便が毎日運航しているため、日帰り観光を楽しむことができる。</p> <p>津波時には久高小中学校に隣接する久高避難施設への避難が望ましい。</p> <p>年間観光客数：平成 27 年 54,387 人</p>
奥武島		<p>玉城にある周囲約 1.6km の島である。島には奥武橋が架かっているため、車での観光が可能である。</p> <p>津波時には島の中心部、海拔の高い場所への避難が望ましいが、落石の危険がある箇所を避けて避難する必要がある。</p> <p>奥武島海底観光グラスボート 年間観光客数：平成 27 年 約 10,000 人</p>

③ 市内の主なイベント

市内における主なイベントは以下のとおりであり、開催時には多くの人たちがイベント会場に集中するため、観光危機発生時には市と観光関連事業者による連携が必要になる。

主なイベント（地域行事を含む）

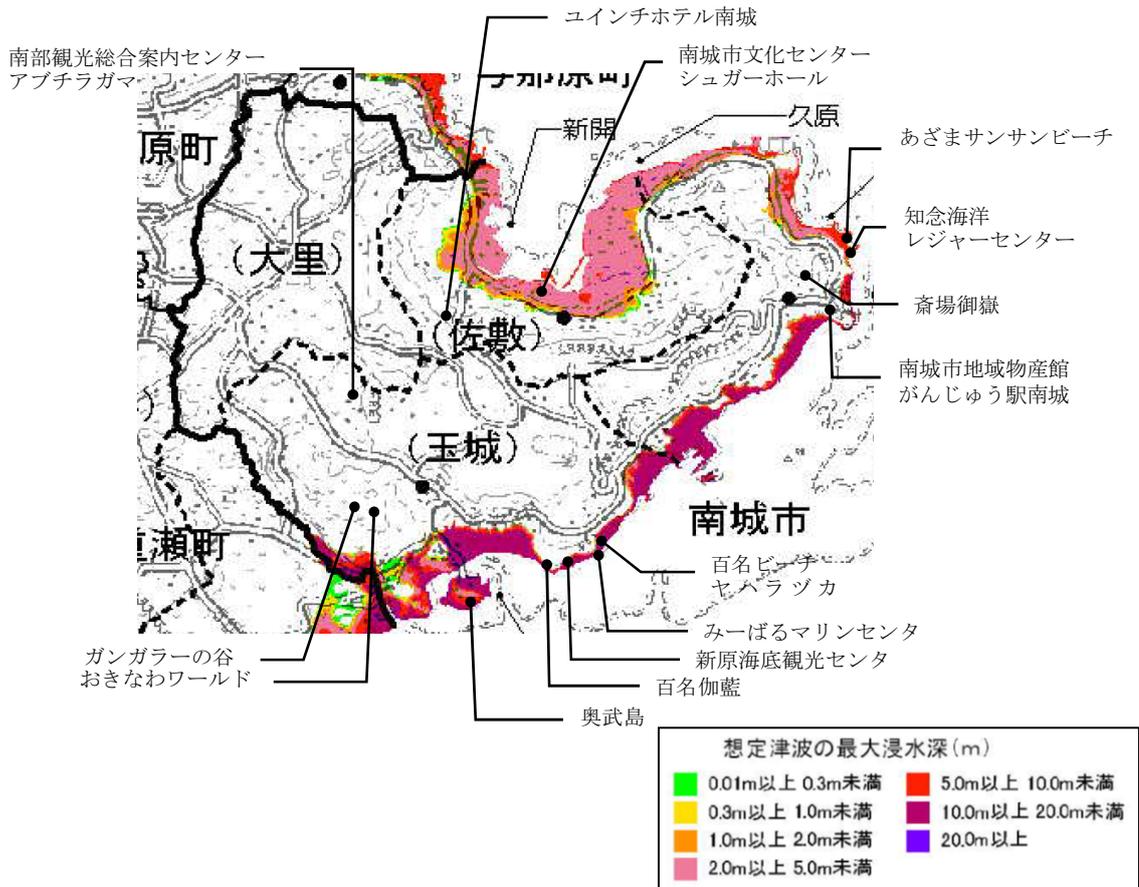
時期	イベント名	場 所	参加人数観 客数	概 要
1月	うふざとムーチー祭	大里城跡公園		南城市大里字大里（西京区）は、鬼餅伝説発祥の地、以前は、巨大ムーチーを作り来場客に振舞っていた。
2月	ECO スピリットライド & ウォーク in 南城市	ユインチホテル南城 [スタート・ゴール] 斎場御嶽等市内各地 の観光施設	1,093人 (H26年)	ライト部門：50km・30km・15km (久高島、斎場御嶽を含むコース) ウォーク・ノルディック部門：20km・12km・7km(斎場御嶽、仲木渠・垣花瀬川を含むコース)
3月	ダイキンオーキッドレディスゴルフトーナメント	琉球ゴルフ倶楽部	14,109人 (H28年)	日本の女子プロゴルフLPGAツアーの開幕戦 開催4日間(最終日観客数：5,200人)
4月	あざまサンサンビーチ海開きフェスティバル	あざまサンサンビーチ		海開き、安全祈願等
	憩いのオープンガーデン	南城市内民家の庭	3,749人 (H27年)	個人の庭を開放し見学ができる。(9日間)ガイド付き日帰りツアー同時開催
	ミーミンメー	南城市大里古堅区		五穀豊穡や子孫繁栄を願う豊年祭
5月	奥武島海神祭(ハーリー) 旧暦5月4日	南城市玉城字奥武 (奥武島海岸)		航海安全と豊漁を祈願し行われる肥前船曹ぎ競争 県内外から多くの見物客が訪れる
7月 8月	綱引き 旧暦6月15日前後	各地区		豊作や繁栄、健康を祈願する伝統行事
8月	エイサー 旧暦7月13日～7月15日	各地区		伝統芸能
	ヌーバレー 旧暦7月16日	南城市知念久手堅、 安座真、知名		子孫繁栄、五穀豊穡などを祈願して行われる伝統芸能祭
10月	南城市まつり	グスクロード公園		4年に1度の開催、第3回南城市まつりでは、イベントとして「聞得大君 斎場御嶽行幸100人行列」が実施された。
11月	尚巴志ハーフマラソン in 南城市	文化センターシュガーホール	7,501人 (H26年)	ハーフコース(21.442km)・3kmコース 南城市内を駆け巡る(新理坂、ニライ橋・カナイ橋、知念半島)
	憩いのオープンガーデン	南城市内民家の庭	2,937人 (H27年)	個人の庭を開放し見学ができる。(9日間)ガイド付き日帰りツアー同時開催
	半島芸術祭 in 南城	南城市内	3,000人 (H27年)	アトリエや工房を見学できるイベント

1-6 南城市における災害の想定と観光施設

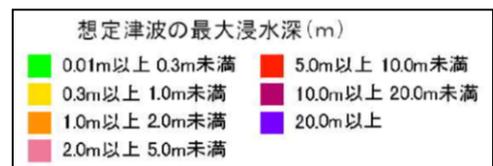
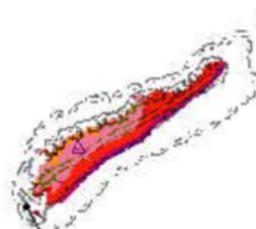
(1) 想定される災害の範囲と観光施設の位置関係

① 津波浸水の想定

沖縄県津波被害想定調査（平成 25 年 3 月）では、以下に示すように、市の沿岸部において津波浸水が想定されている。津波浸水範囲に位置する観光関連施設では、津波発生時の対策を事前に計画することは必須である。



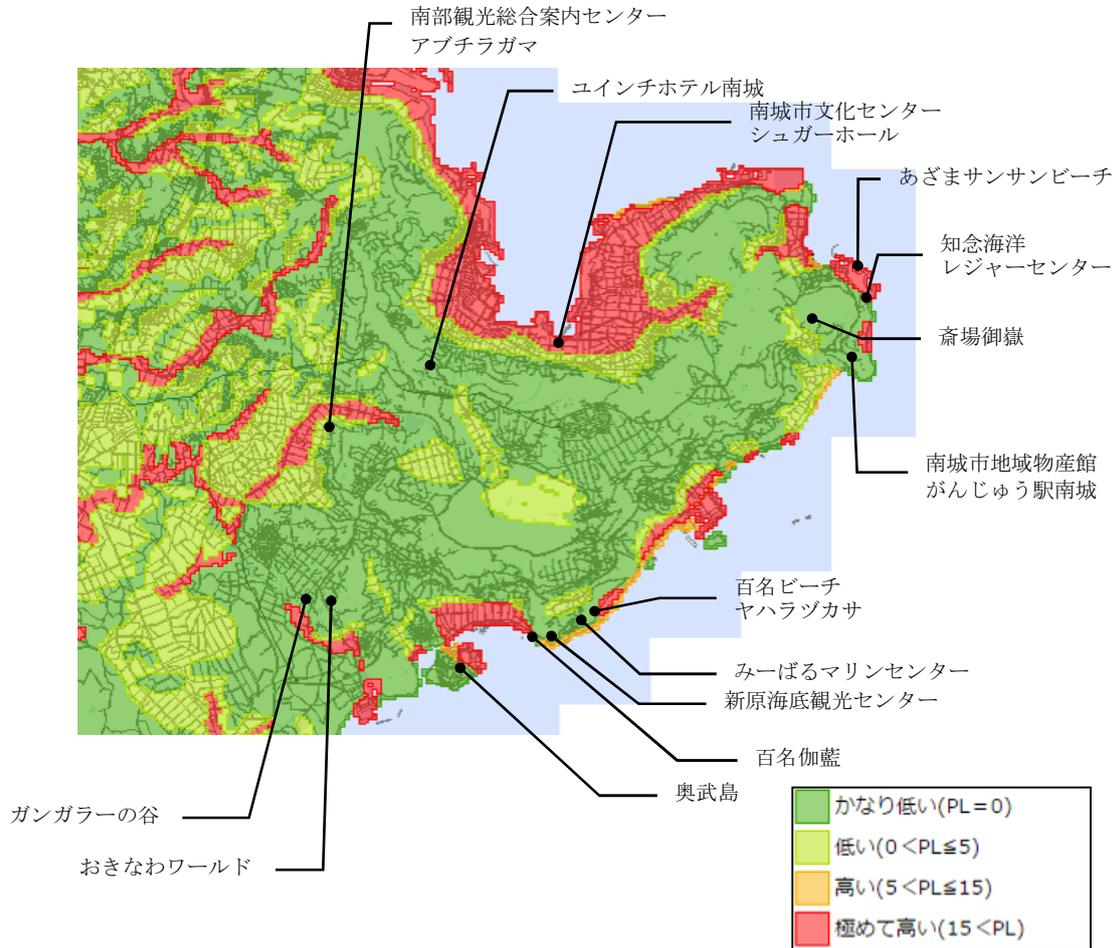
久高島 津波浸水想定図



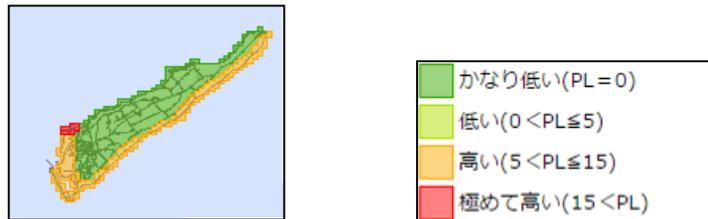
出典：平成 25 年沖縄県津波被害想定調査

② 液状化の想定

市内において液状化の危険がある箇所は沿岸に多く分布し、内陸部は液状化の危険度が低くなっている。液状化の危険がある箇所に位置する観光関連施設では、液状化発生時の対応について事前に計画する必要がある。



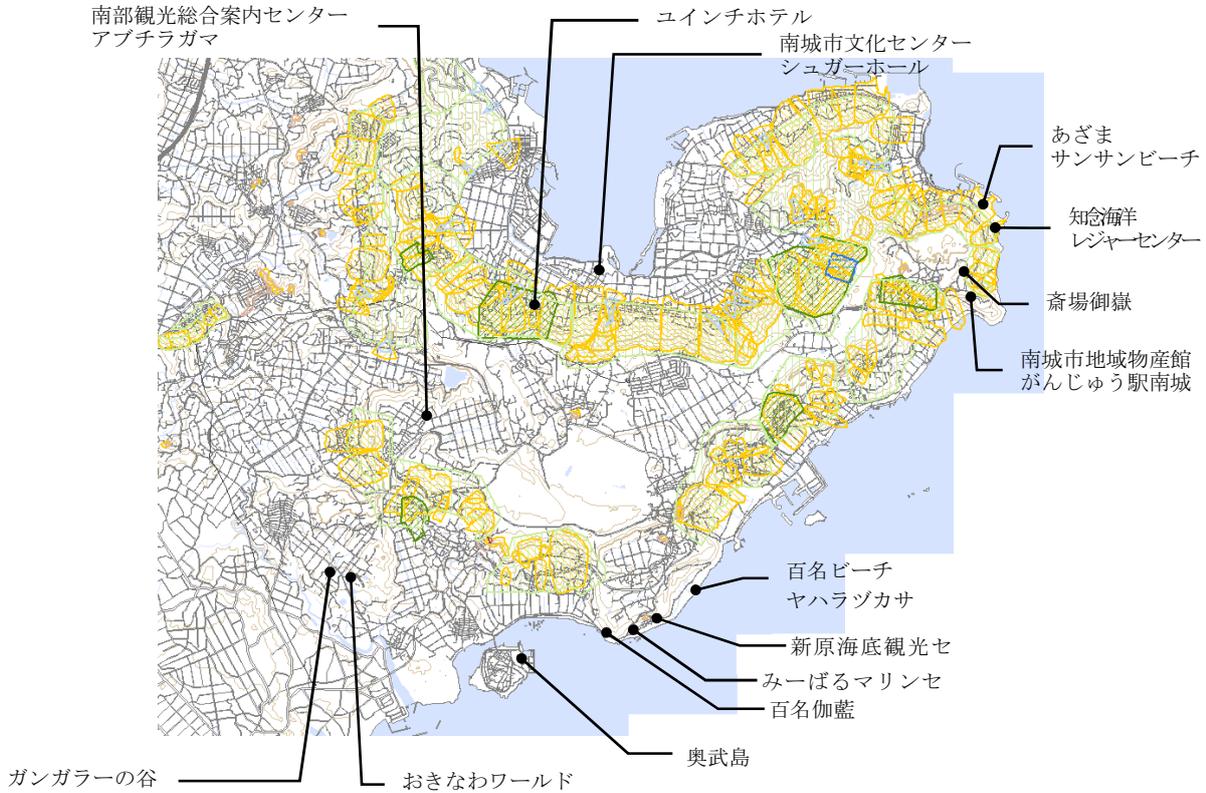
久高島の液状化危険度分布図



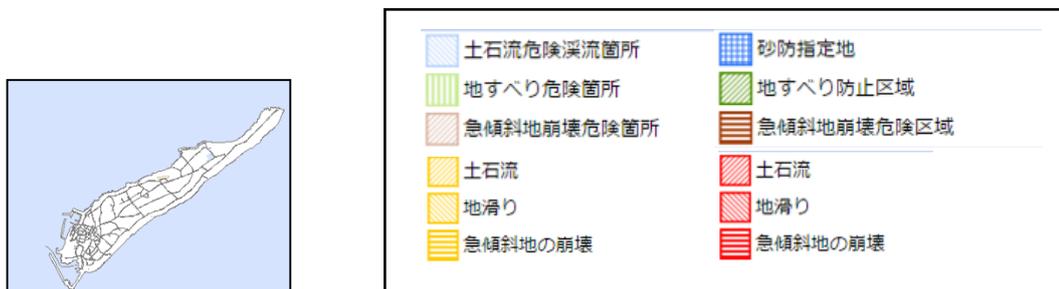
出典：平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査・液状化危険度分布図

③ 土砂災害の想定

市内の土砂災害危険区域は主に沿岸や急な斜面を有している地区に多く分布しており、地震や大雨の際、危険区域に位置する観光関連施設は注意が必要である。



久高島の土砂災害警戒区域



参考：沖縄県土砂災害マップ

(2) 南城市における災害・危機の履歴

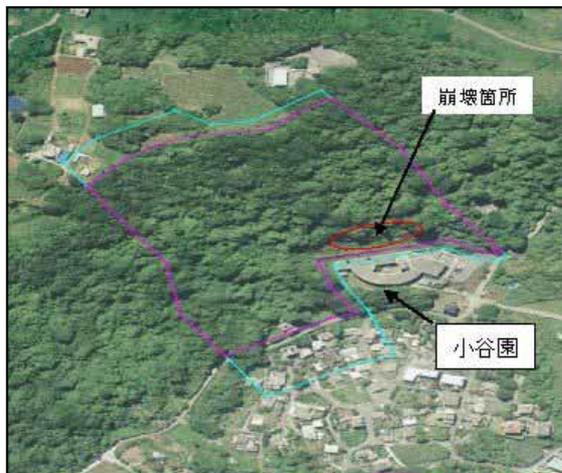
市内では、ここ 10 年間は大規模な土砂災害は発生していないが、以下に示すように平成 17 年 6 月には集中豪雨により、南城市佐敷小谷地区にある要配慮者利用施設（特別養護老人ホーム小谷園）で斜面が崩壊するなど多くの風水害、土砂災害が生じている。市内の主要観光施設においても土砂災害の被害が及ぶ施設もあるため、避難経路の策定や観光関連事業者との連携を行っていく必要がある。

近年の主な土砂災害 [沖縄本島中南部圏域]

市町村	地区	災害年月日	災害原因	被害状況
北中城村	仲順	平成 10 年 5 月	豪雨	全壊家屋 1 戸、一部破損家屋 2 戸
南風原町	兼城	平成 11 年 9 月	台風 18 号	知的障害者施設一部破損
南城市	玉城當山	平成 12 年 7 月	豪雨	保育園半壊
南城市	佐敷小谷	平成 17 年 6 月	豪雨	入居者一時避難
豊見城市	我那覇	平成 17 年 6 月	豪雨	一部破損家屋 1 戸
中城村	安里	平成 18 年 6 月	豪雨	82 世帯避難

土砂崩壊状況

南城市佐敷小谷地区：特別養護老人ホーム小谷園 平成 17 年 6 月



- 地すべり区域
- 隣接する地域



出典：「沖縄県における水害・土砂災害対策等の当面の進め方」平成 27 年 5 月
総合流域防災協議会（沖縄総合事務局・沖縄県）

市内における土砂災害の履歴

発生日月	原因	発生場所		崩壊の種類	主な被災状況
		市町村	字		
H7年6月16日	集中豪雨	佐敷町	小谷	地すべり	斜面崩壊。
H7年6月29日	集中豪雨	佐敷町	新里	地すべり	斜面崩壊。
H10年10月5日	集中豪雨	知念村	安座真	地すべり	斜面崩壊。
H11年8月2日	台風7号	佐敷町	新里	地すべり	コルゲートフリームの浮き上がり。
H11年9月23日	台風18号	知念村	吉富	地すべり	斜面崩壊。
H12年7月31日	集中豪雨	玉城村	當山	地すべり	半壊家屋1戸 保育園半壊。
H17年6月17日	集中豪雨	佐敷町	小谷	地すべり	特別養護老人ホーム小谷園の斜面崩壊。入居者67名が一時避難。
H18年5月31日	集中豪雨	南城市	仲間	地すべり	斜面崩壊。(指定、危険区域外)
H18年6月12日	集中豪雨	南城市	伊原	地すべり	地すべりによる斜面崩壊であるが、国交省保全課の指導により、災関砂防事業を申請。
	集中豪雨	南城市	佐敷	地すべり	斜面崩壊。
H19年6月7日	集中豪雨	南城市	知念吉富	地すべり	法面崩壊(幅2m、長さ5m)。斜面上部には、県営知念団地あり。南城市において巡回監視。
H19年6月18日	集中豪雨	南城市	小谷	地すべり	斜面崩壊(幅5m、長さ20m)。特別養護老人ホーム小谷園に土砂流入(2m ³ 程度)。南部土木事務所で応急対応済み。
H19年7月14日	台風4号	南城市	志喜屋	地すべり	斜面部から農道部へ落石。1.2m×1.2mの岩石が落石。市が農道を通行止めにして対応。
H19年8月11日	集中豪雨	南城市	佐敷新里	地すべり	県道137号線道路法面崩壊。片側車線規制。
	集中豪雨	南城市	大里	地すべり	市道(西原半田線)において斜面が崩れ(幅5m、高さ3m)車道に土砂が流出。(前面通行止め)
H19年12月21日	集中豪雨	南城市	佐敷小谷	地すべり	斜面崩壊(幅10m 長さ10m) 特別養護老人ホーム小谷園背後斜面、地すべり対策事業箇所の工事進入路路肩崩壊及び、法面表層土砂の流出。南部土木事務所で継続監視。
	集中豪雨	南城市	玉城中山	地すべり	国道331号の車道部に延長70m、幅6m、厚さ0.3mの土砂が流出。南部国道事務所(与那原出張所)にて、流出土砂撤去済み。

1-7 想定する観光危機

本計画において想定する観光危機とは、本市の観光に直接的・間接的（風評被害を含む）に影響を与えると考えられる災害・危機をいう。従って、以下に示す5つの種別（自然災害・危機、人的災害・危機、健康危機、環境危機、市外で発生した災害・危機）とその想定する危機について示す。

（1）自然災害・危機

地震、津波（地震の揺れを伴わない場合も含む。）、地震による液状化、風水害等（台風や大雨による洪水・高潮・風害（竜巻を含む）、土砂災害等をさす。特に代表される危機は以下のとおりであり、多くの観光客が被災・帰宅困難な状況になる、あるいは観光客数の大幅な減少が長期間継続するものを想定する。

【代表的な危機と例示事象】

分類	例示事象の内容
地震・津波	<ul style="list-style-type: none">・震度6弱以上の揺れを観測する。・「大津波」の津波警報が発表され、3m以上10m未満の津波を観測する。
地震による液状化	<ul style="list-style-type: none">・地震により液状化が発生し、沿岸部を中心に道路の陥没や電柱の倒壊が見られる。
津波（地震の揺れを伴わない）	<ul style="list-style-type: none">・遠方を震源とする地震により、「大津波」の津波警報が発表され、各地で3m以上10m未満の津波を観測する。
風水害等	<ul style="list-style-type: none">・5日（120時間）後に予報円（台風の中心位置）内に入る台風進路予報が発表される。・超大型（風速15m/s以上の半径800m以上）で、猛烈（最大風速54m/s以上）な台風が発達する。・日降水量は300mmを超える状況となる。・台風の最接近により、2日以上にわたり暴風域内に入る。・台風による高潮で沿岸部を中心に浸水被害を受ける地区がある。・道路の冠水が発生する。・停電による通信障害が発生する。
土砂災害	<ul style="list-style-type: none">・台風や大雨により土砂崩壊が発生し、道路の寸断等の被害が発生する。

【市内で想定される具体的な状況】

分類	危機が発生する場所	状況
地震・津波	尚巴志ハーフマラソン (11月) のスタート地点 (JA 佐敷支店及びシュガーホールの近く) (平成27年実績: 参加者数約8,200人※1)	参加者と観客が集まっている際に、震度6弱以上の地震を観測し、津波警報が発表される。
	斎場御嶽 (平成27年実績: 年間観光客数392,305人※2)	地震の揺れにより、御嶽の岩盤が崩壊する。
	奥武島	津波により橋が破壊され、奥武島に観光客が取り残される。
	シュガーホール	演奏会中に地震が発生し、津波警報が発表されたため、観客が帰宅できない状況となる。
地震による液状化	沿岸部を中心とした市内各所	地震による液状化により道路の陥没があり、車を利用して移動中の観光客の移動手段が無くなる。
津波 (地震の揺れを伴わない)	カイトボーディングフェスティバル IN 沖縄 (新原ビーチ)	イベント開催中に遠方を震源とする地震が発生し、津波警報が発表される。
風水害等	ダイキンオーキッドレディスゴルフトーナメント (平成28年実績: 最終日のギャラリー数5,200人、4日間で約14,000人※3)	ゴルフトーナメント実施中に多くの人が集まっている中で突風が発生する。
	玉泉洞 (おきなわワールド 文化王国・玉泉洞 平成27年度実績: 約1,400,000人 ※ガンガラーの谷を含む※3)	地下水が増水し観光客が地下に取り残される。
	糸数アブチラガマ	洪水により、壕の中に水が流れ込む。
	沿岸部を中心とした市内各所	台風による高潮で床上浸水等の被害が発生し、多くの観光施設で営業困難な状況となる。
土砂災害	ガンガラーの谷 (平成27年度実績: 1,400,000人: 年間観光客数約80,000人※3)	ガンガラーの谷を散策するツアー中の観光客が、急な豪雨による土砂崩壊により孤立する。

※1: 尚巴志ハーフマラソン in 南城市公式サイトの第14回大会結果より

※2: 南城市 主要観光施設・イベント入場者数 (平成27年度)

※3: 日本ゴルフトーナメント振興協会

<http://www.golf-gtpa.or.jp/shared/garally.php?type=women>

(2) 人的災害・危機

ホテル等の大規模火災、大規模交通・航空機・船舶事故、大規模停電、広範囲な通信障害、原子力災害（原子力艦等）、不発弾、武力攻撃、爆発、テロ、交通機関の乗っ取り（バスジャック等）、犯罪、風評等をさす。特に代表される危機は以下のとおりである。

【代表的な危機と例示事象】

分類	例示事象の内容
船舶事故	・船舶の事故により特定の場所（離島等）への交通手段が大幅に減少、または無くなる。
爆発	・観光施設内やイベント会場で爆発事故が発生し、多数の人が被害を受ける。 ・観光施設内やイベント会場で不発弾が発見される。
テロ	・イベント会場等を狙ったテロ攻撃により来場者が被害を受ける。
交通機関の乗っ取り (バスジャック等)	・バスや船舶等の交通機関が何者かにジャックされ、人質が発生する。
犯罪	・不特定多数の人がいる場所で刃物を振り回す。 ・衣服を付けないでいる場所をひそかに覗くなどの行為が行われる。
風評	・観光に関する不適切な情報が SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）等で拡散され、本来は無関係なところにも損害が及ぶ。

【市内で想定される具体的な状況】

分類	危機が発生する場所	状況
船舶事故	安座真港と久高島を結ぶ高速船やフェリー	高速船やフェリーが事故に遭い、久高島へ渡航しにくくなり、観光客数が減少する（久高島の月間最大入客数：5,997人（平成27年9月※4））。
爆発	イベント会場、観光施設内	イベント会場に設営していた屋台のガスボンベが爆発し、観光客が被害を受ける。 観光施設内で不発弾が発見される。
テロ	尚巴志ハーフマラソン会場	会場に集まる人を狙ったテロ攻撃が発生する。
	南城市陸上競技場	プロサッカーキャンプを実施中に観客と選手を狙ったテロ攻撃が発生する。
交通機関の乗っ取り (バスジャック等)	安座真港と久高島を結ぶ高速船やフェリー	高速船やフェリーの乗っ取りが発生し、観光客が人質となる。
犯罪	宿泊施設	ドローンに付けた小型カメラにより露天風呂が盗撮される。
風評	南城市全体	本市の観光に関する不適切な情報が SNS で拡散され、本市の観光全般への風評被害につながる。

※4：南城市 主要観光施設・イベント入場者数（平成27年度）

(3) 健康危機

大規模食中毒、感染症、新型インフルエンザ等、有毒生物等による健康被害等をさす。特に代表される危機は以下のとおりである。

【代表的な危機と例示事象】

分類	例示事象の内容
大規模食中毒による健康被害	・ある飲食店で食事をした客の多くが食中毒の被害を訴える。
新型インフルエンザ等による健康被害	・国外で新型インフルエンザ等の患者が確認され、航路や空路で国内に持ち込まれ、感染者が徐々に増加する。
有毒生物等による健康被害	・有毒生物が確認され、多くの人が噛まれたり刺されたりしたことで健康被害が発生する。

【市内で想定される具体的な状況】

分類	危機が発生する場所	状況
大規模食中毒による健康被害	市内の観光施設や飲食店	修学旅行のグループに大規模な食中毒が発生する。
新型インフルエンザ等による健康被害	市内各所	市内で新型インフルエンザ等の感染者が確認され、本市への旅行自粛により観光客が減少する。
		市内で新型インフルエンザ等の感染者が拡大する。
有毒生物等による健康被害	市内各所	観光客がハブやムカデ等の有毒生物に噛みつかれて健康被害が発生する。
	あざまサンサンビーチ、百名ビーチ、新原ビーチ	ハブクラゲが大量発生し、海水浴に訪れた多くの観光客が刺されて健康被害が発生する。

(4) 環境危機

大気汚染、海洋汚染等をさす。特に代表される危機は以下のとおりである。

【代表的な危機と例示事象】

分類	例示事象の内容
大気汚染	・ 基準値を超える PM2.5（微小粒子状物質）が観測される。
海洋汚染	・ タンカー等が事故に遭い、重油が流出する。 ・ 流出した重油が海岸に流れ着く。

【市内で想定される具体的な状況】

分類	危機が発生する場所	状況
大気汚染	南城市内	市内で基準値を超えた PM2.5 が長期にわたり観測され、本市への旅行自粛により観光客が減少する。
海洋汚染	あざまサンサンビーチ、百名ビーチ、新原ビーチ	タンカー等の事故が原因で、市の沿岸部に重油が流れ着き、マリンレジャーが長期にわたり不可能となる。

(5) 市外で発生した災害・危機

海外で発生したテロ、市外・県外で発生した災害・危機で本市の観光に影響を与える観光危機、主要市場における急激な経済変動、主要市場発着航空便の長期にわたる運航休止・減便、他国との外交摩擦、紛争等をさす。特に代表される危機は以下のとおりである。

【代表的な危機と例示事象】

分類	例示事象の内容
海外で発生したテロ	・日本国外の米国大使館、海外駐留米軍基地を標的とした大規模な同時多発テロが発生する。
市外・県外で発生した災害・危機	・市外や県外で大規模な災害や危機が発生する。
経済変動	・円高が続いている。

【市内で想定される具体的な状況】

分類	危機が発生する場所	状況
海外で発生したテロ	日本国外の米国大使館や海外駐留米軍基地	大規模なテロが各地で発生し、沖縄への観光旅行が自粛され、本市への観光客も減少する。
市外・県外で発生した災害・危機	沖縄県内の各市町村 日本国内の都道府県	市外で発生した大規模な災害や危機が海外で報道され、被害を受けた地域は一部ではあるものの、本市への旅行が自粛され、観光客が減少する。
経済変動	国内外	円高が続いたことで海外からの観光客が減少し、本市への観光客も減少する。

1-8 想定する観光危機の優先性の考え（被害規模と発生頻度の関係）

想定する観光危機について、市外で想定される具体的な事例も含め、発生頻度と被害規模の関係を次頁に示す。発生頻度の多少についてはこれまでの災害の状況から想定し、被害規模の大小については観光客数の把握ができるものはそれらの値を参考に想定した。

次頁の図に示すように、発生頻度が少なく被害規模が大きな観光危機、発生頻度が多いが被害規模が小さな観光危機など、様々な種類の観光危機が想定される。想定する全ての観光危機が起こった場合に対応できることを目指し、平常時から対策を行っておくことは困難である。そのため、発生頻度と被害規模から観光危機が発生した場合に対策を行うべき事象（想定する観光危機）の優先順位を定め、観光危機が発生した場合に災害の影響を最小にし、危機から早期に回復するためにはどのような対応が必要であるかを検討しておくことが重要である。

観光危機発生時に危機から早期に回復するために対策を立てるべき優先順位	被害規模	発生頻度
①	大きい	× 多い
②	大きい	× 少ない
③	小さい	× 多い
④	小さい	× 少ない

被害規模

大

小

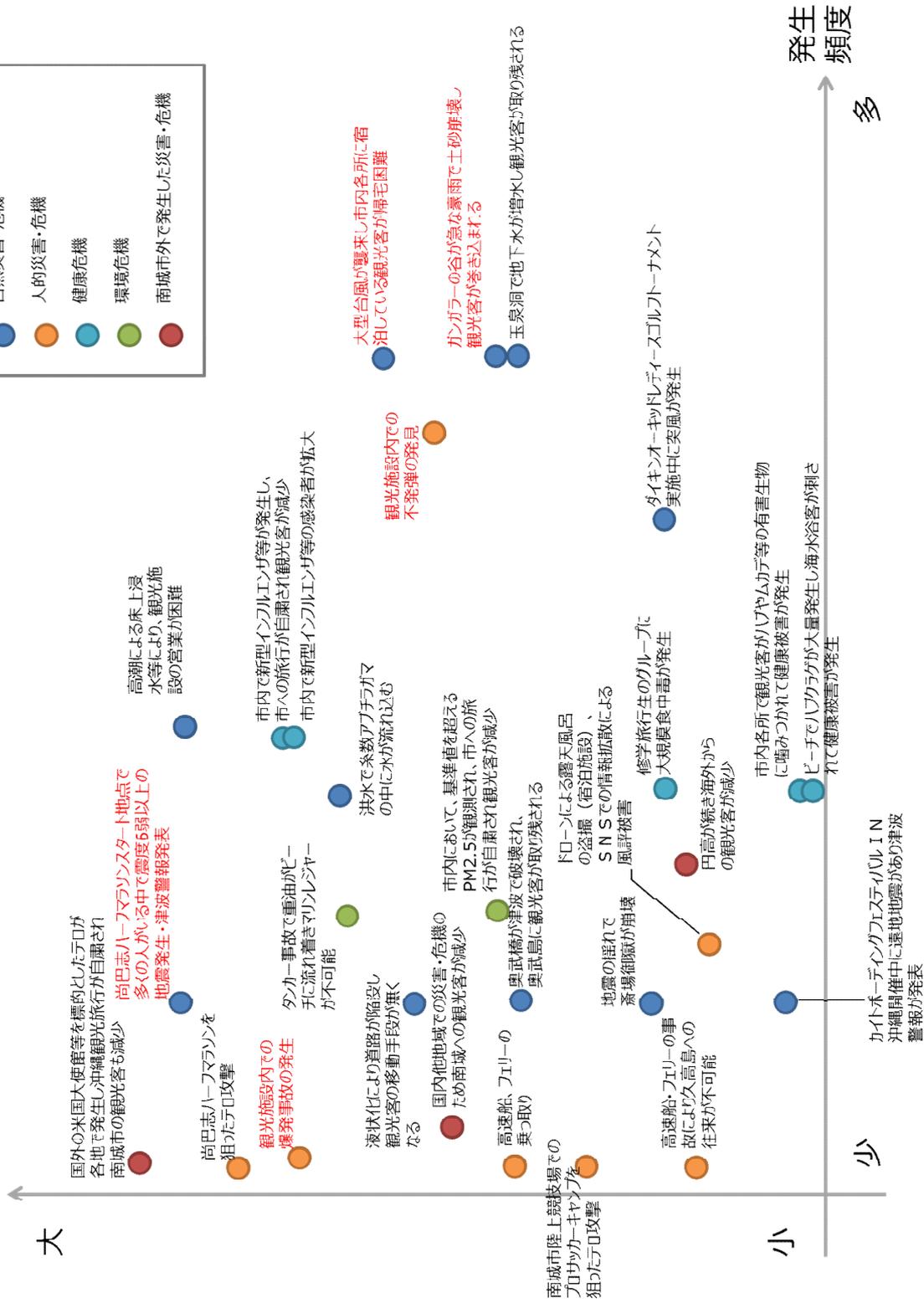
少

多

凡例

- 自然災害・危機
- 人的災害・危機
- 健康危機
- 環境危機
- 南城市外で発生した災害・危機

赤字：事業者マニュアルに具体事例があるもの

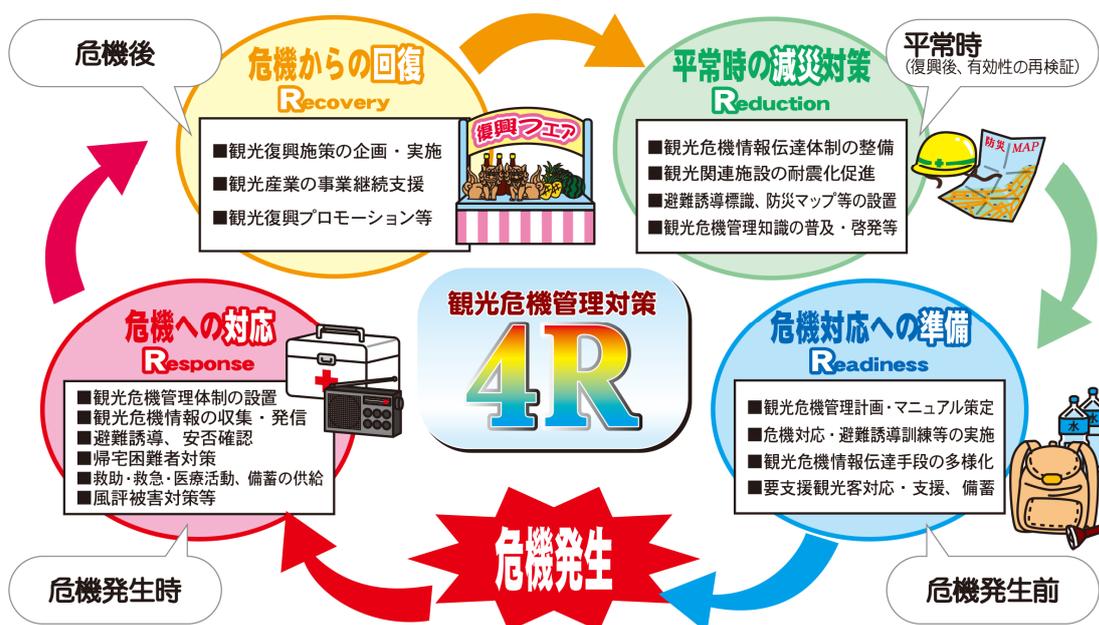


1-9 基本方針

(1) 基本的な考え

観光危機管理対策には、時間の経過とともに「平常時の減災対策 (Reduction)」、「危機対応への準備 (Readiness)」、「危機への対応 (Response)」、「危機からの回復 (Recovery)」の4段階 (4R) があり、それぞれの段階において、南城市や観光関連団体・事業者及び市民が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。

各段階における基本方針は、以下のとおりである。



1-10 各段階での概要

(1) 平常時の減災対策 (Reduction)

観光客や観光産業に甚大な被害をもたらす観光危機を予め想定し、観光危機による影響を低減するため、危機に強い魅力ある安全・安心・快適な観光地づくりや、避難誘導標識等の安全対策の充実・強化、観光危機管理知識等の普及・啓発などの施策を推進する。

■主な取組み

- ① 観光危機情報を迅速かつ確実に発信する伝達体制の整備や、観光関連施設の耐震化促進等の安全・安心・快適な観光地づくり
- ② 避難誘導標識、海拔表示の設置促進、防災マップ作成等による安全対策の充実・強化
- ③ 市民や観光関連団体・観光関連事業者等への観光危機管理対策に関する知識及び役割等の普及・啓発、指導者等の育成

(2) 危機対応への準備 (Readiness)

観光危機発生時における対策等を予め検討し、観光関連団体及び観光関連事業者による観光危機管理計画やマニュアル策定の促進、危機対応・避難誘導訓練の実施、要配慮者（高齢者、障害者、外国人、乳幼児連れ、妊婦など配慮が必要な観光客）への支援体制の強化等の施策を推進する。

■主な取組み

- ① 観光関連団体・事業者における観光危機管理計画・マニュアル・事業継続計画の策定促進、観光施設等における危機対応・避難誘導訓練の実施
- ② 観光客や観光関連事業者に迅速かつ確実な観光危機情報等を提供するための体制強化
- ③ 要配慮者への対応・支援体制の強化
- ④ 観光客にも配慮した避難施設、資機材、食料・飲料水などの備蓄の充実・強化

(3) 危機への対応 (Response)

観光危機発生時に、観光客や観光産業への被害や影響を低減するための観光危機管理体制の設置、関係機関と連携した情報収集・発信体制の強化、観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認、帰宅困難者対策、救助・救急・医療活動、生活必需品の供給、風評被害対策等の施策を推進する。

■主な取組み

- ① 観光危機の状況及び推移等に応じた観光危機管理体制の設置
- ② 迅速かつ確実な観光危機情報の収集・共有・発信、通信手段の確保等の体制強化
- ③ 観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認
- ④ 帰宅困難者対策、被災した観光客の関係者への対応
- ⑤ 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動等の連携強化
- ⑥ 避難した観光客への食料・飲料水及び生活必需品の調達と供給
- ⑦ 観光危機や観光産業への影響に関する正確な情報収集・発信等による風評被害対策

(4) 危機からの回復 (Recovery)

観光危機後の市内観光産業の早期復興・事業継続支援体制の設置、観光客の誘致に向けたプロモーション活動等や、風評被害対策、融資・雇用継続支援等の施策を推進する。

■主な取組み

- ① 観光危機後の観光誘客及び観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の構築
- ② 観光産業の早期復興を図るための施策等の企画・実施、国内・海外の関係機関との連携強化
- ③ 観光危機後の観光産業の早期復興に向けたプロモーション活動等の実施
- ④ 観光危機後の国内・海外への戦略的な情報発信等による風評被害対策
- ⑤ 観光産業の早期復興・事業継続を図るための緊急融資支援等の実施
- ⑥ 観光危機により甚大な影響を受けた観光産業の雇用継続支援の実施

第2章 観光危機管理体制

2-1 観光危機管理体制の考え方

観光危機管理に係る体制は、その危機の種類や段階により変化していくものである。各関係者による管理体制の考え方を以下に示す。

(1) 市の体制

市の体制として、「南城市地域防災計画」や「新型インフルエンザ等対策行動計画」などの既存計画により対策本部等が設置された場合は、当該既存計画に基づく体制内での観光担当部署の役割として、観光危機管理に係る対応を行う。

一方、市外で発生した観光危機や風評被害など、既存計画による対策本部等が設置されていない場合は、本計画で定めるところの体制とする。

同様に自然災害等の対応が収束した後に既存計画による体制が解除され、観光産業にとっての回復の段階となった場合も、本計画で定めるところの体制とする。

市の観光危機管理体制

区分	観光危機管理体制	主な取組み
観光危機の状況及び推移等に応じて設置	準備体制	・観光危機情報の収集、分析及び共有
	警戒本部	・観光客及び観光産業の被害情報の収集・分析・共有 ・観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策 ・観光産業の早期復興・事業継続支援 等
観光危機発生時	対策本部	・観光客及び観光産業の被害情報の収集・分析・共有 ・観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策 ・観光産業の早期復興・事業継続支援 等

(2) 観光関連団体・観光事業者の体制

市内の観光関連団体及び観光関連事業者は、日頃から観光危機への意識を持ち、観光危機に対応できる体制を構築するとともに、平常時においても、市の観光担当部署や観光関連団体・観光関連事業者と連携して、観光危機管理情報伝達体制などの整備を促進する。観光危機が発生した場合には、市に設置される対策本部等（既存計画に基づく対策本部及び観光危機管理に関する対策本部）と連携可能な連絡体制を構築する。

■用語説明

観光関連団体

本計画では、観光客の移動・滞在・観光活動等に関わるサービスを提供する南城市観光協会、南城市商工会、知念漁業共同組合、奥武島漁業協同組合、沖縄観光コンベンションビューロー、沖縄県バス協会、沖縄県レンタカー協会、沖縄県ホテル旅館生活衛生協同組合、沖縄県ホテル協会、沖縄県ハイヤー・タクシー協会、沖縄県旅客船協会、飲食店等の関係団体等をいう。

観光関連事業者

本計画では、観光客の移動・滞在・観光活動等に関わるサービスを提供する旅行業者、旅客船事業者、マリニアクティビティ事業者、テーマパーク、バス事業者、宿泊事業者、レンタカー事業者、ハイヤー・タクシー事業者、飲食店、土産品店、歴史・文化施設等をいう。

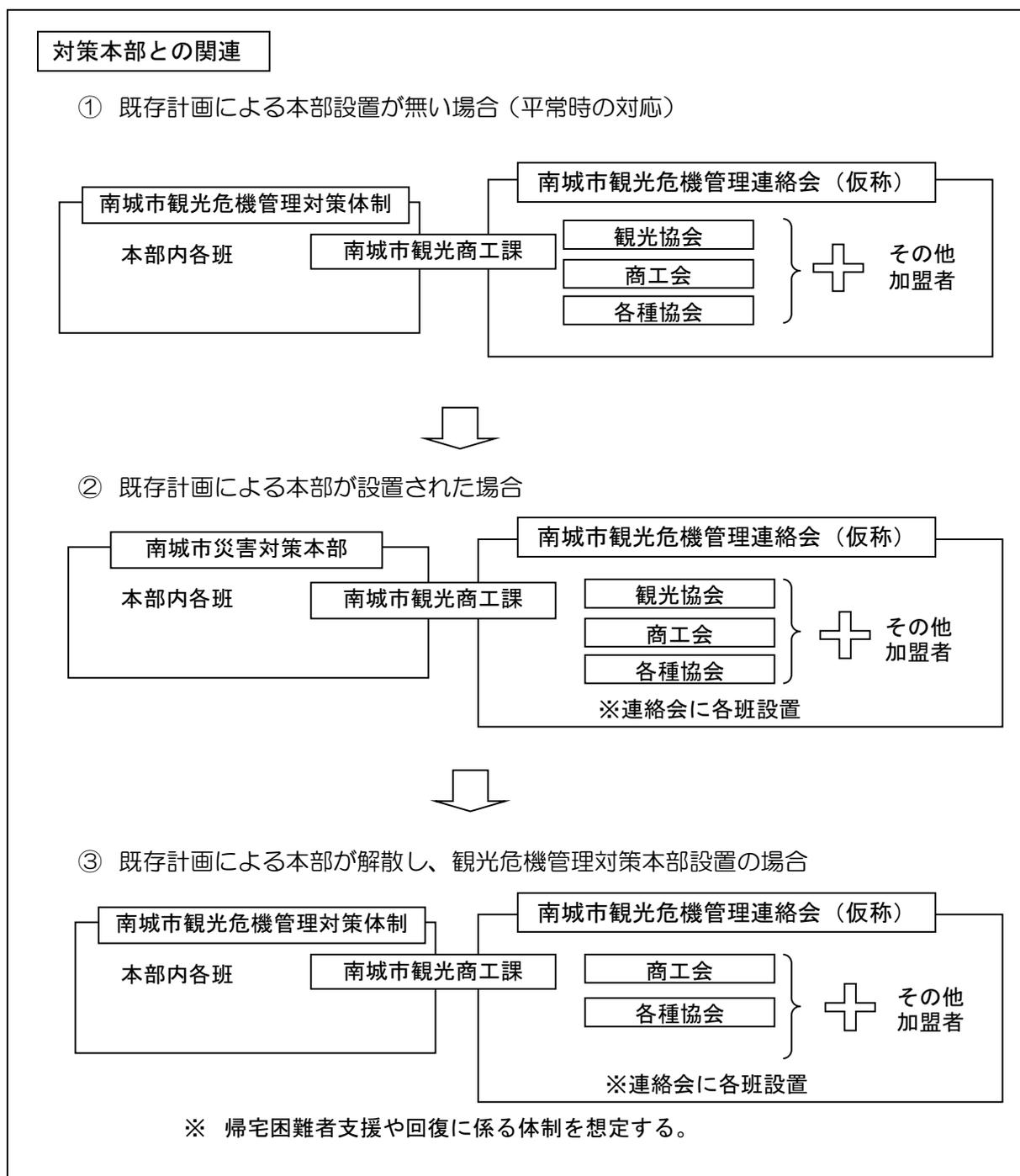
(3) 国・県及び他の市町村との体制

観光危機管理においては、各種情報の収集や救助及び帰宅困難者への対応など、様々な状況において、国・県及び近隣市町村との連携が必要となる。

平常時より、関連する機関との連絡体制を確保し、観光危機発生時には円滑に連携が取れるように努める。

2-2 観光危機管理体制のイメージ

市における観光危機管理体制は、既存計画による本部設置状況等により変化する。また、将来的には以下のような「南城市観光危機管理連絡会（仮称）」を設置し、連絡体制等の構築を目指す。



第3章 平常時の減災対策（Reduction）

3-1 観光危機情報の伝達体制の整備や、観光関連施設の安全・安心・快適な観光地づくり

（1）情報伝達体制の整備

市は、市内に滞在する観光客へ、観光危機に関する情報を迅速かつ確実に伝達できる体制の整備を促進する。整備にあたっては、南城市観光協会、南城市商工会および観光関連事業者と連携して Wi-Fi 等の無線 LAN を導入し、災害時でも観光客が情報を容易に入手できる環境を目指す。

（2）避難場所・避難経路や避難誘導標識等の整備

市は、台風などの風水害や地震津波などが発生した際、市内に滞在する観光客等が安全かつ迅速に避難できる避難場所・避難経路の確保や避難誘導標識及び AED の設置を促す。

① 避難場所の確保

南城市地域防災計画に基づく避難場所について、観光危機発生時に観光客が避難可能な状態とする。

② 避難経路の確保

台風や地震津波が発生あるいは発生が予想される場合に、観光客が観光関連施設から避難場所へ安全に避難する事が可能な避難経路を確保する。

避難経路の設定にあたっては、土砂災害、火災及び建物や壁の倒壊に配慮する。

③ 避難誘導標識の設置

観光関連施設や避難経路上には、土地勘の無い観光客でも安全で分かりやすい避難誘導標識の設置を行う。

なお、避難場所の表記は JIS 規格（平成 28 年度改定）にあったものとする。

■平成 28 年改定の避難場所 JIS 規格によるピクトグラム



④ AED 装置の設置

観光関連施設や避難場所及び避難経路上において、観光および避難時における心肺停止状態にある観光客への対応のために、適切な箇所に AED 装置の設置を促す。

(3) 観光施設等の耐震化促進

市は、市内の観光施設、宿泊施設及び交通施設（橋梁を含む）等の被害低減や観光客の安全を確保するため、観光関連施設や道路・交通施設の耐震化促進に努める。

3-2 避難誘導標識、海拔表示、防災マップの設置促進等による安全対策の充実・強化

(1) 避難場所・経路等の観光客への周知

市は、国内・海外の観光客にも容易に判別できる避難誘導標識の設置、観光施設への海拔表示及び防災マップの掲示等を行うとともに、観光危機発生時の避難行動や避難場所・避難経路等の情報を、ウェブサイトやソーシャルメディア、既存の観光マップなどを利用して観光客等に周知する。

(2) 外国人観光客への配慮

市は、観光危機発生時の外国人観光客の安全確保を図るため、市内の観光地や観光施設等の防災マップ及び避難誘導標識等への外国語の併記、外国語による防災パンフレットを作成し、市内に滞在する外国人観光客に配布する。

(3) 県及び国と連携した新技術の活用

市は、観光危機発生時における避難誘導等において、カーナビを含む ITS や、その他通信技術による新技術の活用については、県や国と連携して進めていくよう努める。

また、久高島への物資輸送においては、港湾施設等が被災して船舶による生活必需品の輸送ができない可能性がある。市は関連事業者等との連携により、ドローン等の UAV（無人航空機）を活用した生活必需品の搬送方法について検討する。

3-3 観光危機管理対策に関する知識及び役割等の普及・啓発、指導者等の育成

市は、市内の特性や滞在する観光客の状況等を踏まえて、観光関連事業者等による観光客への適切な避難誘導等が実践できるよう、防災マップや観光危機発生時の行動マニュアル等の作成とともに、従業員や市民等への研修・教育を実施する。

なお、マニュアル等作成にあたっては、緊急時にも分かりやすいような工夫や携帯性にも配慮する。

第4章 危機対応への準備（Readiness）

4-1 観光危機管理計画・マニュアル等の策定

市内の観光関連団体、観光関連事業者は、観光危機発生時に本計画の内容が実践されるよう、観光危機管理に関する計画やマニュアル等の策定に努める。

市は、観光関連団体等へ観光危機発生時に行動可能なマニュアルの策定を促す。

4-2 観光施設等における危機対応・避難誘導訓練の実施

市は、本計画に基づき策定されるマニュアル等の妥当性・実効性を検証し、関係者の理解力を向上させるため、市内で発生する観光危機を想定した危機対応・避難誘導訓練を計画し実施する。

なお、観光危機対応訓練・避難訓練は、可能な限り観光関連団体や観光関連事業者と一体となって実施し、観光危機管理体制の充実・強化を図る。

また、以下に示すスキルの向上を目指し、効果的・効率的に訓練を実施するものとする。

- ・円滑な参集、体制の構築
- ・観光客への伝達
- ・避難誘導、けが人対応
- ・安否情報の確認
- ・関係者への情報伝達
- ・備蓄確認、調達
- ・観光客の移送、物資の輸送
- ・要配慮者（障がい者や外国人等）への対応
- ・帰宅困難者への対応
- ・ボランティア等受け入れ体制対応
- ・風評被害対策

4-3 観光客や観光関連事業者に迅速かつ確実な観光危機情報等を提供するための体制強化

（1）伝達内容の整備

市は、観光危機に関する情報の迅速な広報・伝達を実施し、市内に滞在している観光客等の迅速な避難行動に結びつくよう、対象とする観光危機毎に観光客等へ伝達する内容について整備する（伝達文例の作成等）。

その際には、外国人などの観光客にも配慮した効果的な伝達内容を整備する。

(2) 伝達手段の多様化

市は、ビーチなどの観光施設や、レンタカー、タクシー、小型バス、船舶、自転車、観光事業者が保有するマイクロバス等を利用している観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報を伝達するため、ウェブサイト、テレビ、ラジオ、防災無線、無線、携帯電話、スマートフォン等を用いた伝達手段の多様化・多重化を図る。

(3) 伝達手段の多重化

市は、停電等により、通常の通信回線が使用できなくなった場合にも利用できる非常用通信手段を活用した通信体制の整備を促進する。

4-4 要配慮者への対応・支援体制の強化

(1) 要配慮者への情報発信ツール等の整備

市は、観光危機発生時における要配慮者の安全確保、迅速な避難誘導・救助・救急・医療活動等の支援体制を充実・強化するため、防災マップやパンフレット等を作成・配布するとともに、ウェブサイトやソーシャルメディア、アプリケーション等を用いた情報発信ツール等の整備を推進する。

■Point

観光危機管理に係る避難マップ作製にあたり、防災・避難に特化したマップでは観光客は手にしないことが想定される。普段使用している観光マップに避難情報(避難場所、避難経路、標高、留意点等)を追記することが望ましい。

(2) 外国人観光客への情報発信

市は、観光危機発生時における外国人観光客への避難誘導體制等の充実・強化を図るため、外国語通訳ボランティアの事前登録や、専門的資格や技能を有する者(市内在住の外国人)の把握に努める。

4-5 観光客にも配慮した避難施設、資機材、食料・飲料水などの備蓄の充実・強化

(1) 避難場所・経路等の把握

市は、市内における観光客数や繁忙期、旅行行動形態等の状況を踏まえ、観光危機発生

時に市内に滞在する観光客等が安全に避難できる市の避難施設、観光関連施設が設定している避難場所やそこまでの経路等の把握、充実・強化に努める。経路の選定については、地域住民等の意見と専門家の意見を反映させることが望ましい。

避難所については、市の地域防災計画で示される指定避難所及びその他の避難所がある（資料－５参照）。これらの避難場所等に関しては、地域防災計画等の修正・変更に合わせて適宜把握する。なお、避難所については、災害の種別により異なるので、土地勘のない観光客に誤った誘導が生じないように十分な把握に努める。

■具体的なポイント

本市では、地域防災計画により指定緊急避難場所・指定避難所・避難所が設定されているほか、「南城市地震・津波避難計画」により避難目標地点が設定されている。

また、本計画に合わせて、観光地からの安全な避難誘導を行うための避難経路計画を策定している。

なお、専門家だけでは地域の状況を十分に把握できない場合があり、地域住民等の知見を反映することは効果的である。

（２）資機材の把握

市は、市内の観光産業の事業継続に必要な資機材（燃料、発電機、乾電池等）を把握し、必要な際に迅速に調達できる体制の整備に努める。

（３）食料・飲料水等の備蓄等

市は、観光危機発生時に避難所等に避難している市民や観光客などの被災者に供給する食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の備蓄状況を把握し、繁忙期や多様な旅行形態の観光客にも配慮した必要な量の備蓄、又は迅速に調達できる体制等の整備を行う。

特に、久高島などの離島部では、本島からの応援が到着するまでの間、島内で乗り切れるような備蓄量が必要である。

■具体的なポイント

① 備蓄量について

南城市地域防災計画に基づく「南城市備蓄計画」では、「発災後３日間を乗り切ることを目標として実施する。」とあり、その目標値は、「食品の備蓄は、南城市人口の 20 分の 1 の 3 日分（市人口 42,000 人／20×3 日＝18,900 食）」としている。

しかしながら、観光ピーク期やイベント時に発生する自然災害等の観光危機においては充分とはいえないため、様々な方法を用いて観光客においても 3 日間を乗り切る生活必需品の確保を行う。

② 協力・協定について

備蓄が不足する場合を想定し、地域防災計画に基づく生活必需品の提供を行う事業者との協力関係を築き、協定を締結する。

③ 近隣市町村との連携

災害等の観光危機が発生した際に、南城市内での備蓄等の対応が困難な場合は、近隣市町村と連携し備蓄の確保に努める

④ 宗教やアレルギーへの配慮

外国人観光客やアレルギーを持つ観光客については、常備する備蓄での対応ができないことが想定される。これらの対応のためにハラールやアレルギー食材を保有する店舗や飲食店との協定を締結し、確保に努める。

4-6 観光関連事業者が行う訓練・講習会・各種計画策定等に対する評価制度

市は観光危機管理に対する意識の向上を図るため、市内の観光関連事業者が行う訓練、講習会、各種計画及びマニュアル策定等に対し、修了証の交付など評価制度の導入について検討する。

第5章 危機への対応 (Response)

5-1 観光危機の状況及び推移等に応じた観光危機管理体制の設置

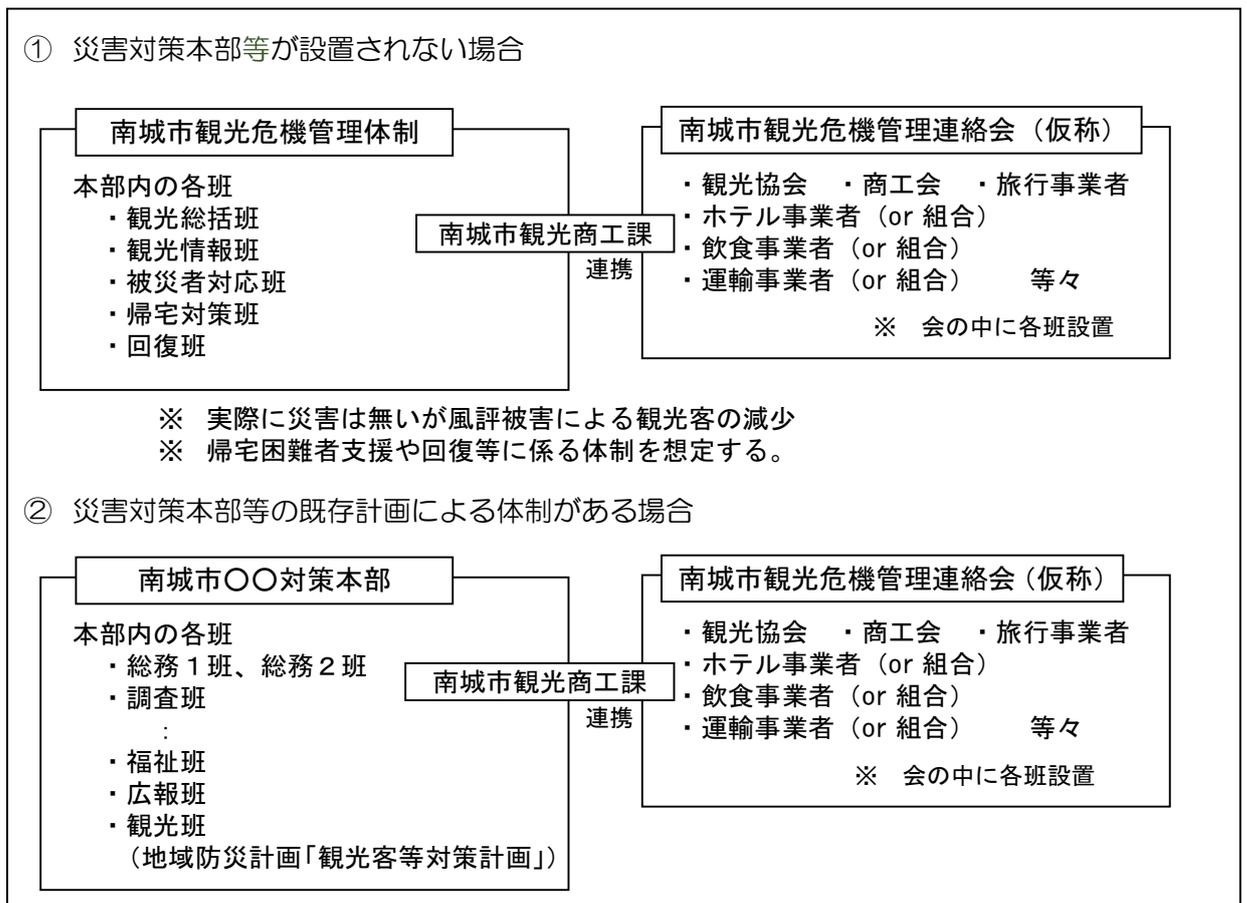
本項目では、観光危機が発生した際に、迅速に活動可能な体制を構築することを示している。

(1) 観光危機管理体制の設置 【全ての危機に対応】

市内に滞在する観光客の安全確保、地域の観光産業への被害を低減するため、市は観光危機管理体制を設置し、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、迅速かつ的確な観光危機管理対策を行う。

なお、市に災害対策本部などの既存計画による体制が設置されている場合には、当該体制内での観光担当部署の役割として対応を行う（1-2（2）本計画の位置づけ 参照）。

また、将来的には「南城市観光危機管理連絡会（仮称）」（以下、「連絡会」という。）を設置し、観光協会、商工会、市内在住の外国人及びその他の団体を必要に応じて連絡会の体制に入れるものとする。なお、連絡会設置後、連絡会の統括責任者は、ただちに「危機管理総括」「観光情報」「被災者対策」「帰宅対策」「回復」に対応する班を置くのが望ましい。



■観光危機管理対策本部等(警戒本部・準備体制)の所掌事務

観光危機管理体制(観光商工課)に係る対応班は以下に示す2班での対応を基本とする。ただし、被災の対応等による増減・異動の判断は、観光商工課長が行うものとする。

班	班長	班員	所掌事務
観光危機管理統括 (観光総括班)	課長	(1)	<p><<危機対応に係る役割>> 主に、「観光危機管理体制」の総括指揮及び庁内外の調整を行う</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 観光危機管理体制の設置及び廃止に関する事 2. 他の既存の対策本部(災害対策本部など)及び行政関係機関との連絡調整に関する事。 3. 被害状況の総括に関する事。 4. 県及び国への報告に関する事 <p><<日常的な役割>> 主に、計画及びその実現性に関する事を行う</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育・訓練に関する事。 2. 観光危機管理計画の修正・更新に関する事
被災者・帰宅支援対策班	観光係長	(4)	<p><<被災者対策としての役割>>(主に発災直後から) 主に、観光客の安否確認及び、被災観光客の対応を行う</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 観光客の所在及び安否確認 2. 被災した観光客への対応に関する事 3. 被災した観光客への生活必需品に関する事 <p><<帰宅支援対策としての役割>>(主に2日目以降) 主に、市内(久高島等離島含む)での帰宅支援を行う</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 帰宅困難となり滞留した観光客の情報集約及び帰宅困難者対策に関する事 2. 帰宅困難者対策に関わる運輸機関との連絡・調整に関する事 3. 外国人観光客の帰宅困難者対策に関わる関係機関との連絡・調整にすること
観光情報・回復班	商工係長	(3)	<p><<観光情報としての役割>>(主に発災直後から) 主に、観光客、観光事業者・施設の状況把握、情報提供を行う</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 観光客及び観光産業の被害状況等の情報収集・共有に関する事 2. 観光客への情報提供等に関する事 3. 観光施設の災害応急対策及び被害調査に関する事 4. 観光関連団体・事業者との連携調整に関する事 <p><<回復対策としての役割>>(主に2日目以降) 主に、観光事業の復興に係る事項を行う</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 観光復興施策等の企画・実施に関する事 2. 観光産業の早期復興・事業継続支援策(金融支援相談など)に関する事 3. 観光産業の復興に向けた関係機関との連絡・調整に関する事 4. 観光復興プロモーション活動等の企画・実施に関する事 5. 関係部局、国・県・観光関連団体・事業者と連携した各種誘客施策の実施に関する事

(2) 初動体制の設置 【全ての危機に対応】

市は、観光客や観光産業の被害状況を収集・把握、共有する初動体制を設置し、観光危機管理体制内の各班に対し、状況に応じて市内に滞在する観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等の指示を行う。

なお、体制設置に係る基準は以下のとおりである。

① 自然災害・危機の場合

設置体制	実施内容	基準	基準の具体化
観光危機管理準備体制	・情報収集、分析、共有	観光危機の推移によっては、観光客及び観光産業に甚大な被害をもたらし、警戒本部又は対策本部を設置した対応が必要となる可能性がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・台風の接近が气象台から発表 ・観光客又は観光関連事業者に身体的・物理的な被害が発生又は発生する恐れがある場合 ・県内主要道路で通行止め ・強風注意報
観光危機管理警戒本部	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生への準備 ・早期帰宅検討・対応 	観光危機が発生又は発生する恐れがある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・市内または空港付近が暴風域に入ると予想される ・暴風警報 ・通常対策を超える対応が必要
観光危機管理対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・被害情報の収集・分析・共有 ・観光客への情報発信 ・避難誘導・安全確保 ・帰宅困難者対策 ・観光産業の早期復興 ・事業継続支援等 	観光危機により観光客の生命、身体に重大な被害が生じ、又は生じる恐れがある場合 観光産業の事業継続に重大な支障が生じ、又は生じる恐れがある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客又は観光関連事業者に甚大な被害が発生又は発生する恐れがあり、対策・回復等に特に強化して対処の必要がある場合 ・暴風特別警報が発令 ・県内主要交通機関が運転見合わせ ・飛行機が複数日運転見合わせ ・市内に多くの帰宅困難者が存在 ・市内の主要観光関連施設に甚大に被害が生じ、回復の見込みが無い

地域防災計画に基づく対策本部が設置された場合、同計画に基づく対策本部内で観光班としての役割を果たす。

② 人的災害・危機の場合

設置体制	実施内容	基準	基準の具体化
観光危機管理 準備体制	・ 情報収集、分 析、共有	なし	・ SNS 等に虚偽やいたずらの書き込 みがあった場合
観光危機管理 警戒本部	・ 早期帰宅検 討・対応 ・ 被害情報の収 集・分析・共 有 ・ 観光客への情 報発信 ・ 避難誘導・安 全確保 ・ 帰宅困難者対 策	観光危機が発生又は 発生する恐れがある 場合	①バスや船舶等の交通機関が何者か にジャックされる ②観光施設内やイベント会場で爆発 事故が発生し、多数の人が被害を 受ける ③不特定多数の人がいる場所で刃物 を振り回す ④船舶の事故により特定の場所（離 島等）への交通手段が大幅に減少、 または無くなる ⑤観光に関する不適切な情報が SNS （ソーシャルネットワーキングサー ビス）等で拡散され、本来は無 関係なところにも損害が及ぶ
観光危機管理 対策本部	・ 観光産業の早 期復興 ・ 事業継続支援 等	観光危機により観光 客の生命、身体に重 大な被害が生じ、又 は生じる恐れがある 場合 観光産業の事業継続 に重大な支障が生 じ、又は生じる恐れ がある場合	・ ①、②、③の発生後、怪我人や死 亡者が確認された場合 ・ ④の発生により観光客が減少する 恐れのある場合 ・ ⑤の発生による風評被害で、観光 客が減少した場合

国民保護計画に基づく対策本部が設置された場合、同計画に基づく対策本部内で観光班と
しての役割を果たす。

③ 健康危機の場合

設置体制	実施内容	基準	基準の具体化
観光危機管理 準備体制	・ 情報収集、分 析、共有	県外で感染力の高い 感染症が発生	・ 県外及び直行便のある国外で新型 インフルエンザ等の感染症が発生 ・ 有毒生物が確認され、多くの 人が噛まれたり刺されたりしたこ とで健康被害が発生する
観光危機管理 警戒本部	・ 早期帰宅検 討・対応 ・ 被害情報の収 集・分析・共 有 ・ 観光客への情 報発信 ・ 避難誘導・安 全確保	県内で感染症患者が 確認され、感染者が 徐々に増加する。	・ 県内でも新型インフルエンザ等の 患者が確認され、感染者が徐々に 増加する ・ 市内の飲食店で食事をした客の多 くが食中毒被害を受ける
観光危機管理 対策本部	・ 観光産業の早 期復興 ・ 事業継続支援 等	近隣市町村で感染症 患者が確認され、感 染者が徐々に増加す る。	・ 近隣市町村で新型インフルエンザ 等の患者が確認され、感染者が 徐々に増加する

新型インフルエンザ等対策行動計画に基づく対策本部が設置された場合、同計画に基づく
対策本部内で観光班としての役割を果たす。

④ 環境危機の場合

設置体制	実施内容	基準	基準の具体化
観光危機管理準備体制	・ 情報収集、分析、共有	・ 沖縄東海岸周辺で船舶等の事故発生 ・ 県内で大気汚染が観測される	・ 中城湾でタンカーが座礁する ・ 県内において基準値を超えるPM2.5（微小粒子状物質）が継続して観測される
観光危機管理警戒本部	・ 早期帰宅検討・対応 ・ 被害情報の収集・分析・共有 ・ 観光客への情報発信	・ 沖縄東海岸周辺で重油が海へ流出 ・ 沖縄県特別防災区域で事故が発生 ・ 市内で大気汚染が観測される	・ 中城湾でタンカーが座礁し、重油が海へ流出。西原町で「石油コンビナート等防災計画」による対策本部が設置 ・ 市内でも基準値を超えるPM2.5が観測される
観光危機管理対策本部	・ 避難誘導・安全確保 ・ 観光産業の早期復興 ・ 事業継続支援等	・ 沿岸部に重油が漂着する ・ 市内で継続して大気汚染が観測される	・ 県東海岸（与那原町・金武中城湾港沿岸）に重油が漂着する。 ・ 市内で基準値を超えるPM2.5が継続して観測される

国民保護計画等に基づく対策本部が設置された場合、対策本部は国民保護計画等に基づく対策本部内で観光班としての役割を果たす。

⑤ 市外で発生した災害・危機の場合

設置体制	実施内容	基準	基準の具体化
観光危機管理準備体制	・ 情報収集、分析、共有	本市の観光に負の影響を与える観光危機、主要市場における経済変動、主要市場発着航空便の長期にわたる運行休止・減便、他国との外交摩擦、紛争等が発生した場合	①日本国外の米国大使館、海外駐留米軍基地を標的とした大規模な同時多発テロが発生する ②市外や県外で大規模な災害や危機が発生する ③円高が長期間続く
観光危機管理警戒本部	・ 早期帰宅検討・対応 ・ 被害情報の収集・分析・共有 ・ 観光客への情報発信	県で復興プロモーションを目的とした「観光危機管理対策本部」が設置されている場合	・ ①、②、③の発生により、沖縄県入域観光客数が減少し、県で観光危機管理対策本部が設置された場合
観光危機管理対策本部	・ 避難誘導・安全確保 ・ 帰宅困難者対策 ・ 観光産業の早期復興 ・ 事業継続支援等	—	—

5-2 迅速かつ確実な観光危機情報の収集・共有・発信、通信手段の確保等の活動体制の強化

本項目では、観光危機が生じた際に、的確に情報の収集・発信を行うことについて記している。

(1) 危機状況の把握 【全ての危機に対応】

市（観光情報・回復班）は、観光危機の種類に応じて、市総務部総務課など関係する課から情報を入手する。また、気象庁からの情報や、各種 Web サイト、その他のツールを利用し、災害等による観光危機の状況を把握する。なお、市外のインフラ等の状況については県対策本部等（県観光危機管理対策本部、県災害対策本部等）より確認する。

観光関連団体、観光関連事業者等の関係者は、各自ができるだけ早期に情報を入手できるように努め、状況把握が困難な場合は、市観光商工課または連絡会情報班に確認する。

情報の入手元は以下を参考とする。

危機の状況	情報入手元の例
自然災害・危機	本市総務部総務課、その他該当する課、気象庁、OCVB ホームページ、各種天気予報 Web サイト、マスコミ、ニュース ※地域の被災情報や通信状況については、可能な限り自ら確認を行う
	■安座真港を出港した船やレジャー中の船 本市総務部総務課、企画部観光商工課、安座真港、気象庁、漁協、家族、船舶間、防災行政無線など
人的災害・危機	本市総務部総務課、市民部生活環境課、その他該当する課、OCVB ホームページ、マスコミ、ニュース
	■イベント会場や観光施設、安座真港を出港した船やレジャー中の船 本市総務部総務課、市民部生活環境課、その他該当する課、イベント責任者、観光施設、安座真港、気象庁、漁協、家族、船舶間、防災行政無線
健康危機	本市民部生活環境課、その他該当する課、OCVB ホームページ、マスコミ、ニュース
	■飲食店や病院、有毒生物が発生する場所 南城市市民部生活環境課、その他該当する課、南部保健所、各病院等
環境危機	本市民部生活環境課、その他該当する課、気象庁、OCVB ホームページ、各種天気予報 Web サイト、マスコミ、ニュース
	■環境危機が発生した施設、場所 本市民部生活環境課、その他該当する課、施設、場所の管理者等
県外で発生した市外・危機	本市総務部総務課、その他該当する部署、OCVB ホームページ、マスコミ、ニュース、在沖米国籍領事館、その他大使館、沖縄県
	※マスコミやニュース以外に外務省や警視庁のホームページ等からも情報収集を行う

■情報収集のポイント

メディアを活用して情報を収集する際の留意点として、災害等の危機発生時には、停電が生じることもある。その際には、人力や乾電池による機材（ラジオ、ポータブルテレビ、カーラジオ等）により情報収集を行う。

（２）交通状況・宿泊状況等の把握 【自然及び人的災害・危機】

市（観光情報・回復班）は、県、OCVB、観光関連団体・事業者等及び市外の観光関連団体と連携して、観光危機発生時に観光客等が必要とする交通機関の運行（運航）情報、宿泊・観光施設の営業情報、空港、港湾、道路、医療機関等の情報を収集し共有する。

必要とする情報は以下を参考とする。

情報の種類	情報の内容
市内の交通状況	路線バス、その他バス 安座真港を発着するフェリー 市内の道路網状況
市内の宿泊情報	市内にある宿泊施設の状況（民泊等を含む） 市内にある避難施設の状況
市外の交通状況	那覇空港及び航空機運航状況（OCVB サイト等より） 必要に応じて、那覇港の状況
市外の宿泊状況	那覇市内の宿泊施設の状況 周辺市町村（南風原町、与那原町、豊見城市、糸満市）の宿泊施設の状況 周辺市町村の避難施設の状況

（３）観光客等への情報の発信 【自然及び人的災害・危機、環境危機】

市（観光情報・回復班）は、観光危機の影響によるリスクの低減に向けた地域における早期の注意喚起や、観光客等の迅速な避難行動を促すため、市内に滞在する観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報等を発信する。情報の伝達にあたっては、外国人観光客などの要配慮者にも効果的に情報発信できるように努める。

また、レンタカー、モノレール、タクシー、バス、船舶等を利用している市内に滞在する観光客にも迅速かつ確実に観光危機情報等を伝達するため、ウェブサイト、ソーシャルメディア、テレビ、ラジオ（コミュニティFM（FMなんじょう）を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）などを用いた伝達手段による情報発信に努める。

なお、ビーチやグスクなどの情報が伝わりにくい場所については、防災行政無線なども活用すると同時に、音声の届かない場所での伝達にも努める。

緊急時での非常用通信手段は、わかりやすく使えるようにしておくこと。

(4) 被害状況、避難状況等の情報の発信 【自然及び人的災害・危機、環境危機】

市（観光情報・回復班）は、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、市内に滞在する観光客等に対して観光危機に関する正確な情報の発信に努めるとともに、必要に応じて、市内の観光関連施設、空港、港湾、道路等の被害情報や観光客の避難情報、交通機関の運行（運航）情報等について、報道機関などを活用した発信に努める。

なお、被害情報や避難情報については、発表の時期を誤ると大きな被害となる可能性が生じるため、適切な時期での発表を行う。

5-3 観光客の安全かつ確実な避難誘導・安否確認

(1) 観光客の避難誘導 【自然及び人的災害・危機、環境危機】

自然災害や不発弾等の爆発物の発見などの危機が発生した場合、関係者は、まずは自分自身の身の安全を確保し、また、危機の状況に応じて家族の身の安全を確認するなど、避難誘導に専念できるようにし、要配慮者にも留意した観光客の安全かつ確実な避難誘導を行う。

観光客は市内の地形や建物、道路網の状況を十分に把握していない。したがって、関係者はこのことを認識した上で、市民との協働により、観光客を避難させることが重要である。

観光関連事業者は、顧客となっている観光客に対して、確実な情報を伝えるとともに、避難誘導を促すこととする。特に地震・津波などの際、マリレジャー中において観光客に伝達しにくい場合には観光事業者は早期に避難行動をとるように、事業者用無線等（漁業無線を含む事業者が保有する無線）を用いて観光客に情報を伝達する。

なお、地震津波災害については、別に定める避難経路計画を参考とし、危険な経路を回避しながら高台等の避難場所に誘導する。

■具体的なポイント

避難誘導にあたっては、以下に配慮する。

- ① 自分の身の安全を確実に確保する。
- ② 観光客は土地勘がないことを認識する（地名などでの案内は極力避ける）。
- ③ 市内の集落等では狭い道路が多く存在する、状況に応じてできるだけ車両は使用しない。
- ④ 地震や大規模爆発の際は、ブロック塀など崩壊の恐れのある経路は避ける（余震時の崩壊に注意）。
- ⑤ 外国人観光客への対応（まず、避難を促し、避難方向を示す）。
- ⑥ 要配慮者への対応（共助が重要）。
- ⑦ ビーチ滞留中の観光客の対応（伝達と誘導）。特に、防災行政無線の聞き取りにくい場所での対応。
- ⑧ 津波の恐れがある場合は、沖に出ている船の対応（避難の考え方を後述）。
- ⑨ 津波の恐れがある場合は、無人島（コマカ島等）滞留者への対応。
- ⑩ 自分ひとりで全てをやろうとしないこと。市民や関係者と協働する。
- ⑪ 不発弾等の爆発物及び危険物（箇所）には近づかない。

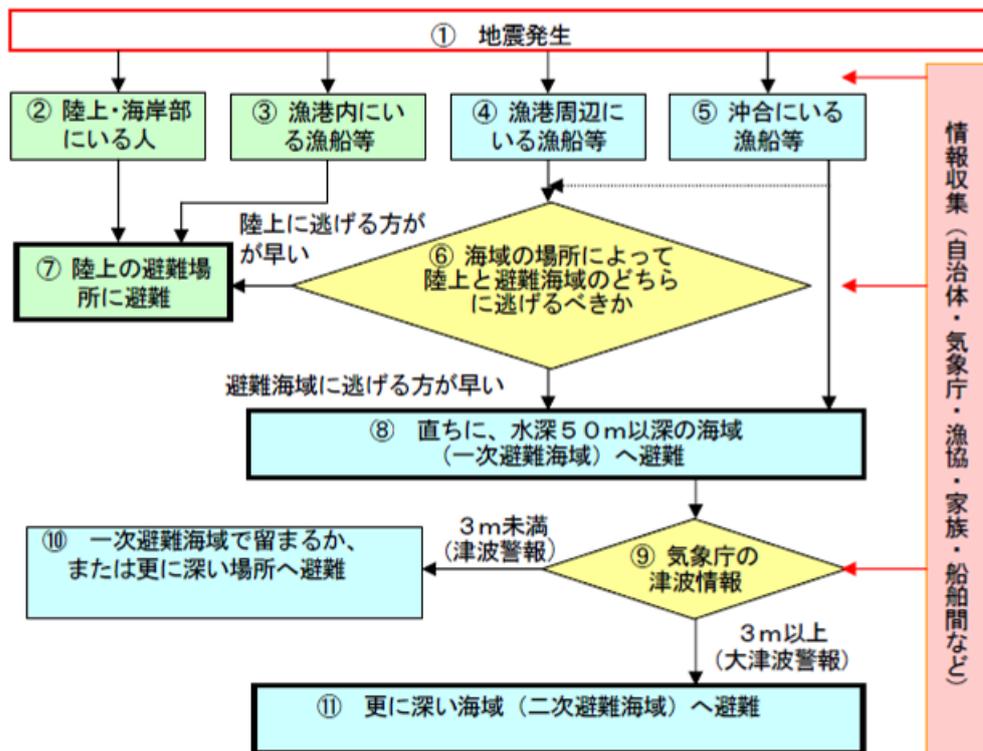
（２）沖合いでの観光客の避難誘導 【自然災害・危機】

地震発生後において津波の恐れがある場合は、安座真港又は徳仁港を発着した船や、ダイビング等で漁港内及び沖に出ている船は、船の位置、津波の到達状況、港及び港周辺の状況に関する情報を素早く収集し、陸上への避難、沖（避難海域）への避難のどちらが良いかを判断し、自分自身と観光客の身の安全を確保しながら直ちに避難を行う。

■具体的なポイント

津波は水深の浅い場所へ向かうほどエネルギーが凝縮されて大きくなるため、影響を受けない一時的な避難海域をおおむね水深 50m以深としている（出典：水産庁漁港漁場整備部「災害に強い漁業地域づくりガイドライン（平成 24 年 3 月）」）。

本市近海では水深が概ね 50m を超える海域は比較的近い位置にある。総合的に判断し、沖に出ることが安全と捉えた場合、早期に沖に出ることが望ましい。



船舶の避難判断フロー

出典：水産庁漁港漁場整備部「災害に強い漁業地域づくりガイドライン（平成 24 年 3 月）」

(3) 観光客の安否確認 【自然及び人的災害・危機】

市（被災者対策・帰宅支援対策班及び観光情報・回復班）は、市内の観光関連団体、観光事業者と連携して観光客の避難情報及び安否情報を収集する。また、警察、消防、医療機関等からの情報を集約・管理し、個人情報取り扱いに配慮しつつ、観光客の迅速な安否確認を行う。

特に、修学旅行や合宿などにおいては、旅行業者を通じて、市内に滞在する学校等の避難状況を把握・整理する。

市は観光客情報もあわせて、「安否情報システム」に入力し、県に報告する。ただし、当該システムの利用が不可能な場合には、紙媒体等を用いて報告するものとする。

※参考：沖縄県国民保護計画（平成26年2月）

観光関連事業者は、顧客となっている観光客の安否確認を行う。宿泊客やレジャー中の観光客の安否確認にあたっては、可能な限り宿泊者名簿や参加者名簿との照合を行う。確認した情報は、以下の安否確認経路にしたがって市の観光危機管理対策本部に報告する。なお、安否状況は、時間とともに変化するため、関係者は適宜報告を行う。

■具体的なポイント

安否情報の確認については事前に情報経路を決めておくと、危機時に迅速な対応が可能となる。

表) 主な施設ごとの安否確認経路(案)

施設名	安否確認経路	備考
おきなわワールド	(株)南都→観光商工課	
玉泉洞	(株)南都→観光商工課	
ガンガラーの谷	(株)南都→観光商工課	
南城市地域物産館 (がんじゅう駅)	観光協会→観光商工課	指定管理者
斎場御嶽	緑の館→観光協会→商工観光課	
あざまサンサンビーチ	ビーチ管理者→観光商工課	指定管理者
安座真港	①漁港管理者→指定管理者→産業振興課 →観光商工課 ②久高海運→観光商工課	
百名ビーチ	管理者→観光商工課	
新原海底観光センター	管理者→観光商工課	新原ビーチ含む
みーばるマリンセンター	管理者→観光商工課	新原ビーチ含む
南城市文化センター シュガーホール	まちづくり推進課→観光商工課	指定管理者
ユインチホテル南城	ユインチホテル→観光商工課	
百名伽藍	百名伽藍→観光商工課	
糸数壕(アブチラガマ)	管理者→観光商工課	指定管理者
グスク等の史跡	文化課→観光商工課	
奥武島グラスボート	管理者→観光商工課	グラスボート等 含む 観光協会

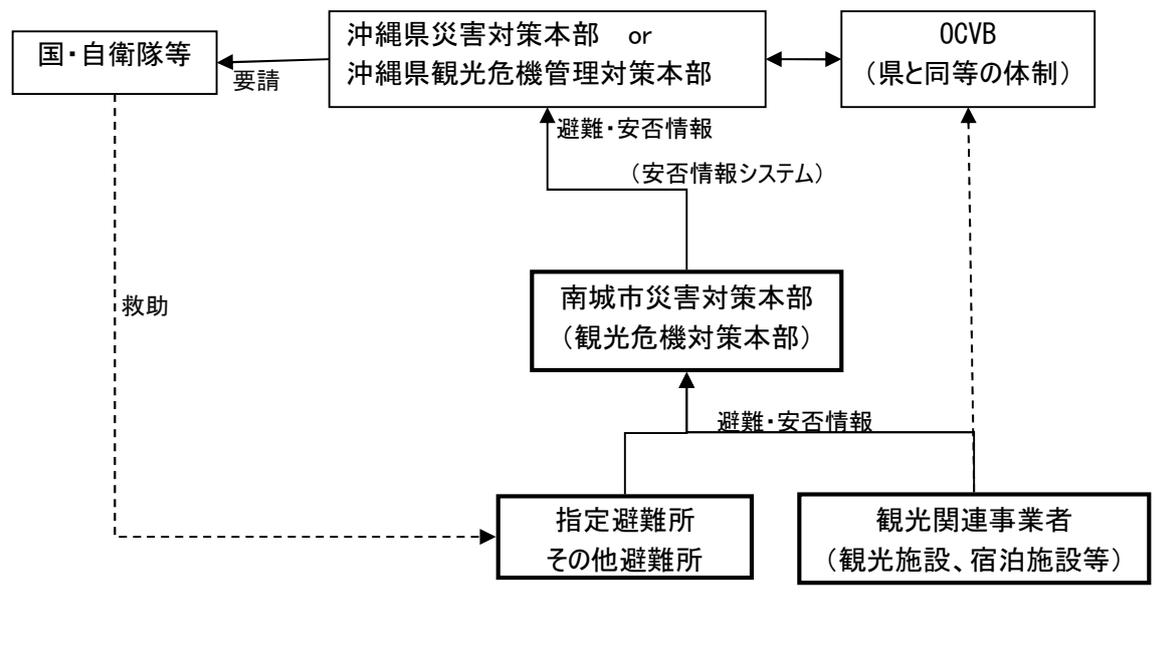
(4) 救助要請 【自然及び人的災害・危機】

市は、収集した安否情報を基に、孤立などにより観光客の救助が必要な場合は県を通じて自衛隊等への救助要請を行い、速やかな救助対応を行う。

なお、災害対策本部が立ち上がっている場合は、安否情報を基に災害対策本部総務班が行う。

■具体的なポイント

救助要請を行うにあたっては、以下を参考とする。



(5) 他市町村との連携 【自然及び人的災害・危機、環境危機】

観光危機への対応時、危機・被災の規模や状況等により、近隣市町村との連携により円滑に対応できる場合がある。

特に、生活必需品の供給や医療活動については、近隣市町村との連携により実施する。

(6) 近隣市町村より受入れた観光客の安否確認 【自然及び人的災害・危機】

自然災害などの観光危機発生時においては、発災直後から時間の経過とともに被災者が移動する場合も想定できる。特に市町村境界に近い避難所等においては、近隣市町村から収容されることもある（近隣観光施設からの移動や、自衛隊救助による移送も含む。）。

そのため、市（被災者・帰宅支援対策班）は、観光客の状況・人数が変化することに配慮して最新の安否情報を維持する。

5-4 帰宅困難者対策、被災した観光客の関係者への対応

帰宅困難者への対策が必要な場合は、以下の点について検討し実行する。

帰宅困難者や被災した観光客への対応は、要配慮者（障がい者や外国人観光客等）も含まれていることに留意して実行する。特に情報の発信については正確な伝達ができるように努める。

（1）帰宅困難者を出さないための対応 【自然及び人的災害・危機、健康危機】

市（被災者・帰宅支援対策班）は、猛烈な台風の接近等、事前に航空機欠航の可能性が高いと想定される時は、市内の観光関連団体・事業者と連携し、観光客に対して早期帰宅を促すなど帰宅困難者が発生しないように努める。

特に、久高島等については、台風等の情報に留意して、観光客に渡島後に帰宅困難となる可能性があるなどの正確な情報を伝達するよう努める。

観光客が新型インフルエンザ等の感染症に感染した場合には、航空機への搭乗が制限され帰宅できなくなる。したがって、市内や施設に滞在中の観光客に感染しないよう、県内での正確な発症情報等を観光客に伝え、また、感染予防に向けた注意喚起を行うよう努める。

（2）帰宅困難者の対応 【自然及び人的災害・危機】

市（被災者・帰宅支援対策班）は、観光危機により空港の閉鎖や道路交通の麻痺が生じ、多くの観光客が市内に滞留している場合、帰宅困難者対策として、国、県、OCVB等と調整を図り、滞留している観光客数の情報提供や発着場所等の調整対応を行う。

■帰宅困難者対策が必要な状況（素案）

状況	判断の基準
県の計画による	県が地域防災計画に基づき計画し、連携依頼のあった場合
陸上交通の状況	地割れ、瓦礫の散乱等、
那覇空港の状況	那覇空港閉鎖

※健康危機に関しては、基本的に観光部局で対応する帰宅困難者は無いと捉えている。

例) 修学旅行の生徒が新型インフルエンザに感染した場合、感染していない生徒は帰宅可能（搭乗可能）であり、一般的には、感染者と引率の教員（1名）のみが残ることになっている。症状が回復すれば帰宅できるため、帰宅困難者対策の対象とはしていない。

■具体的なポイント

感染症による帰宅困難者の可能性について、大手航空会社では、「学校保健安全法」に定められた感染症の出席停止期間中に該当する者の航空機搭乗は“適していない”とされている。ただし、医師の診断により感染のおそれがない場合はその限りではない。

したがって、感染していない観光客は帰宅可能であり、大勢の帰宅困難者が発生することは想定しにくい。

ただし今後、LCCでの利用が増加した場合は、状況が変わる場合もある。

病名	
インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ熱が下がった後 2 日を経過するまで
百日咳	特有の咳がでなくなるまで、または抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	熱が下がった後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下線の腫れが発現した後 5 日を経過するまで
風疹（三日ばしか）	発疹が消えるまで
水痘	全ての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱	主な症状がなくなった後 2 日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎、 流行性角結膜炎など	症状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

出典：全日本空輸 HP より

（3）協力依頼及び連携 【自然及び人的災害・危機】

市（被災者・帰宅支援対策班）は、帰宅困難者対策の実施にあたり、必要に応じて、市内に滞在する観光客の輸送等について、県を通じて自衛隊や海上保安庁への要請を行う。

（4）復旧見込みに係る情報の発信 【自然及び人的災害・危機】

市（被災者・帰宅支援対策班、観光情報・回復班）は、空港や船舶（那覇港、安座真港等）の運航復旧見込みについて、関係者や観光客に対してウェブサイトやソーシャルメディア、フェリー乗場掲示板、防災行政無線などを活用して情報発信を行う。

宿泊施設など、帰宅困難者を対応している観光関連事業者は、航空機等の運航情報を把握し観光客に伝える。

（5）交通情報・宿泊情報の発信 【自然及び人的災害・危機】

市（被災者・帰宅支援対策班、観光情報・回復班）は、県、那覇市、OCVB、那覇市観光協会等と連携し、市外の交通情報（南城市から那覇市通情報、航空機運航情報など）や那覇市内の宿泊施設に関する情報を収集・整理し、観光客に対してウェブサイトやソーシャルメディア、フェリー乗場掲示板などを活用して情報発信を行う。

(6) 関係者家族への情報発信・提供 【自然及び人的災害・危機】

市（被災者・帰宅支援対策班、観光情報・回復班）は、国、県、近隣市町村、OCVB、観光関連事業者と連携して、被災した観光客の家族や関係者への地域の正確な情報提供や滞在中の必要な対応に努める。なお、情報発信・提供にあたっては、障がい者や外国人観光客などの要配慮者にも留意する。

(7) 観光客の輸送 【自然及び人的災害・危機】

市（被災者・帰宅支援対策班）は、県、近隣市町村、OCVB 等と連携して、帰宅困難となっている観光客の輸送及び操配業務などの対応に努める。

5-5 被災した観光客に対する救助・救急・医療活動等の連携強化

(1) 救助・救急・医療活動等に係る情報提供 【自然及び人的災害・危機、健康危機】

市（被災者・帰宅支援対策班、観光情報・回復班）は、病院などの医療機関と連携し、観光危機により負傷・り患等した観光客への情報発信の充実・強化を図るとともに、外国人観光客などの要配慮者にも留意した救助・救急・医療活動等に活用するための情報提供等を行う。

なお、医療施設による外国人対応が困難な場合は、外国語通訳ボランティアなどの活用に努める。

■具体的なポイント

危機発生時に早期に対応可能な病院を把握するために病院のリスト化を行う。

<<表：連携する病院のリスト>>

区分	医療機関名	所在地	電話番号	外国語対応
歯科	ふたば歯科医院	佐敷字新開 1-143	947-4550	
	アトール歯科	大里字仲間 1155	944-5610	
	さしき歯科	佐敷字新里 607-1	947-0789	
	南城歯科クリニック	玉城字堀川 788	948-4855	
	知念村コマカ歯科	知念字安座真 1280-5	948-3108	
	フサトファミリー歯科	玉城字富里 8	948-7778	
	船越歯科医院	玉城字船越 980-4	949-7878	英語・中国語
	瀬底歯科医院	佐敷字津波古 246	947-6207	
	おおざと歯科医院	大里字大里 2505-1	945-4108	
	トモヨセ歯科	大里字仲間 1162-2	944-6480	
	しんかい歯科	佐敷字新開 1-111	947-1455	
	松山歯科	佐敷字津波古 1006	947-3537	
	百名歯科	玉城字百名 1147-2	948-3411	
	内科	沖縄メディカル病院	佐敷字津波古西原 2310	947-3555
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター付属久高診療所		知念字久高 231-2	948-1319	
平田内科医院		大里字稲嶺 1995	946-8008	
さしきクリニック		佐敷字津波古 1008-3	947-3331	
みなみ野クリニック		大里字大里 2584-2	945-8811	
南城つはこクリニック		佐敷字津波古 433	947-3722	英語・フランス語
ゆかる医院		知念字久原 693	947-3331	
ロコモクリニック南城		玉城船越 949-4	949-1155	
小児科	大里こどもクリニック	大里字大里 2545-1	882-8111	
耳鼻咽喉科	みなみ耳鼻咽喉科医院	大里字仲間 1112-5	946-7033	英語
眼科	南城眼科	玉城字堀川 695-1	949-1680	英語
	ふじた眼科	佐敷字津波古 249	943-8700	

出典：Okinawa Medical Information 2016 （公財）沖縄県国際交流・人材育成財団

(2) 近隣市町村との連携による情報の提供 【自然及び人的災害・危機、健康危機】

市（被災者・帰宅支援対策班及び観光情報・回復班）は、近隣市町村、観光関連団体・事業者、医療機関と連携して、負傷・り患等した観光客に関する情報収集の充実・強化を図るとともに、医療活動を行う関係機関への情報提供を行う。

■具体的なポイント

危機発生時に早期に対応可能な病院を把握するために近隣市町村における病院のリスト化を行う。

<<表：近隣市町村の病院のリスト>>

医療機関名	所在地	電話番号	外国語対応	
南部徳洲会病院	八重瀬町字外間 171-1	998-3221	外国人患者 受入れ医療 機関認証(J M I P)取得	DMAT 指定医療機関
沖縄県立南部医療センター・こども医療センター	南風原町字新川 118-1	888-0123	英語	地域災害拠点病院 DMAT 指定医療機関 救命救急センター
沖縄第一病院	南風原町字兼城 642-1	888-1151		
沖縄赤十字病院	那覇市与儀 1-3-1	853-3134	英語	地域災害拠点病院 DMAT 指定医療機関
那覇市立病院	那覇市古島 2-31-1	884-5111	英語	DMAT 指定医療機関
沖縄協同病院	那覇市古波蔵 4-10-55	853-1200		DMAT 指定医療機関
大浜第一病院	那覇市天久 1000	866-5171		DMAT 指定医療機関
大道中央病院	那覇市安里 1-1-37	869-0005		
沖縄セントラル病院	那覇市与儀 1-26-6	854-5511	英語・スペイン語・ポルトガル語	
豊見城中央病院	豊見城市字上田 25	850-3811	英語・中国語	地域災害拠点病院 DMAT 指定医療機関
南部病院	糸満市真栄里 870	994-0501		
西崎病院	糸満市座波 371-1	992-0055	英語	
糸満晴明病院	糸満市字大度 520	997-2011		
与那原中央病院	与那原町字与那原 2905	945-8101		
琉球大学医学部附属病院	西原町字上原 207	895-3331	英語	DMAT 指定医療機関
アドベンチストメディカルセンター	西原町字幸地 868	946-2833	英語	
ハートライフクリニック	西原町字掛保久 288	882-0810	英語	
浦添総合病院	浦添市伊祖 4-16-1	878-0231	英語	地域災害拠点病院 DMAT 指定医療機関 救命救急センター
牧港中央病院	浦添市牧港 1199	877-0575	英語	

出典：Okinawa Medical Information 2016 （公財）沖縄県国際交流・人材育成財団

(3) 行方不明者に係る情報の提供 【自然及び人的災害・危機】

市（被災者・帰宅支援対策班）は県、近隣市町村、OCVB 等と連携して、市内に滞在する観光客の情報収集体制の充実・強化を図るとともに、行方不明観光客の搜索、救助・救急・医療活動等に活用するための情報提供を行う。

観光客の行方不明者の搜索については、「南城市地域防災計画 第3部 第20節 第1項」に従って実行する。

また観光客の行方不明者の発見後の収容及び処置については、「南城市地域防災計画 第3部 第20節 第2項」に従って実行する。

(4) 遺体の安置及び処理 【自然及び人的災害・危機】

発見された遺体の安置及び処理については、「南城市地域防災計画 第3部 第20節 第3項」に従って実行する。

なお、外国人の遺体に係る対応については、大使館、領事館、あるいは外務省などに確認をとり、宗教・習慣などに配慮して対応を行う。

(5) 遺体の埋葬 【自然及び人的災害・危機、健康危機】

「南城市地域防災計画 第3部 第20節 第4項」に従って、身元の判明しない観光客の遺体、遺族等が判明していても、災害時の混乱で遺族等が遺体を引き取ることができないときは、本部長の許可を得て応急的な遺体の火葬・埋葬を実施する。

ただし、外国人の遺体に係る対応については、火葬・埋葬を禁じている場合があるため、必ず大使館、領事館、あるいは外務省、県、OCVB などに確認をとり、宗教・習慣などに配慮する。

事務連絡

平成23年3月29日

厚生労働省健康局生活衛生課長 殿

外務省大臣官房総務課長

在留外国人の遺体の埋葬方法について（依頼）

1. 今回の東北地方太平洋沖地震及び関連する津波等により在留外国人も多く被害にあっています。「大規模災害における応急救助の指針について」（平成9年6月30日社援保第122号）にあるとおり、外国人の遺体の埋葬に当たって、風俗・習慣・宗教等の違いについてできる限り配慮し実施することが必要です。特に、イスラム教、キリスト教（カトリック、プロテスタント、正教、英国国教会を含む）、ユダヤ教については、火葬を行うことによって、また、ヒンドゥー教については土葬を行うことによって問題が発生することがあり得ますので、御配慮をお願いいたします。
2. 在留外国人の遺体の処理の方法については、遺族の意向を最大限尊重すべきであり、外務省としては、警察庁に対して、外国人の遺体が発見された場合には速やかに管轄の警察署を通じて在京大使館・総領事館にご連絡頂くよう、また、在京大使館・総領事館を有していない国の国籍者であることが判明した場合には外務省にご連絡頂くよう、お願いしていることを申し添えます。

5-6 避難した観光客への食料・飲料水及び生活必需品の備蓄の調達と供給

市（被災者・帰宅支援対策班）は、自然災害・危機、人的災害・危機発生時において、関係者と連携して市内の避難施設や観光関連施設における食料、飲料水及び被服寝具などの生活必需品の備蓄状況等を把握・整理し、観光客等への周知・供給に努める。

また、観光関連事業者における食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の備蓄状況等を把握・整理し、それらの情報を関係者間で共有する。

観光関連事業者は、自施設に避難している観光客等への食料・飲料水、被服寝具などの生活必需品の供給に努める。

大勢の観光客が被災し、飲食品や医療品、衣服等の備蓄品の不足が想定される場合は、協定事業者との連携により調達、供給を行うものとする。さらに供給品の不足が見込める場合には、早期に県及び自衛隊等に支援要請を行う。

■具体的なポイント

備蓄に関しては「第4章危機対応への準備（Readiness）」で記載している。また、地域防災計画では、「南城市人口の20分の1の3日分（18,900食）」となっている。

特に、夏季のピーク時やイベント時においては、観光客が特定の箇所に集中し、地域内の住民人口を上回ることがある。したがって、避難所における備蓄品の不足が想定される。

また、マリンスポーツ時には、極めて軽装の観光客が避難場所に大勢いることが想定される。衣料を含めた物品の調達については県等への要請も含めて実施する。

なお、食料の提供にあたっては、体質（アレルギー）や宗教（ハラール）によっては摂取できない食材があることに配慮する。アレルギーやハラール対応食材の使用や、対応可能な飲食店への協力を依頼する。

■供給品提供協定者リスト

施設名	連絡先	備考
沖縄ココ・コーラボトリング株式会社	098-877-5255	災害時対応自動販売機設置協定 災害時物資供給協定
株式会社 丸大（佐敷店）	098-947-6674	災害時応急生活物資供給協力協定
サントリーフーズ沖縄株式会社（旧沖縄ペプシビバレッジ株式会社）	098-897-5181	緊急時飲料水提供
沖縄ヤクルト株式会社	098-897-8960	災害時対応自動販売機設置協定
琉球ジャスコ株式会社（マックスバリュ佐敷店）	098-947-2038	マックスバリュ佐敷店災害時被災者に対する防災活動協定
琉球ジャスコ株式会社（イオンタウン南城大里店）	098-943-1908	イオンタウン南城大里店災害時被災者に対する防災活動協定

参考：平成28年3月 南城市 備蓄計画

■アレルギー・ハラール対応施設（飲食店）

施設名	連絡先	アレルギー・ハラール対応	備考
おきなわワールド健食バイキングちゅら島	098-949-7421	アレルギー	
百名伽藍	098-949-1011	アレルギー	

5-7 観光危機や観光産業への影響に関する正確な情報収集・発信等による風評被害対策

市（観光情報・回復班）は、観光危機及び市内の観光産業に関する不正確な情報等、風評被害に発展する可能性のある情報の流布を把握した場合は、県に報告・連携して、報道機関やウェブサイトなどを活用して正確な情報の発信を行う。

観光関連団体、観光関連事業者は、観光危機や観光産業に関する不正確な情報等、風評被害に発展する可能性のある情報の流布を把握した場合は、市に報告するとともにウェブサイトなどを活用して正確な情報を発信し、風評被害の発生防止に努める。

なお、複数の関係者がマスメディアに個別対応すると、正確な情報が伝わらないケースが生じる。したがって、マスコミへの対応は個別に行わず、市あるいは観光協会による公式な記者発表やウェブサイトでの発表のみとすることが重要である。

情報を発信する際は、誤った発表や誤解を受けるような発表が生じないように、発表用のテンプレートを作成し活用する。

■具体的なポイント

テンプレートの例を以下に示す

○豪雨・土砂災害時のテンプレート（案）

沖縄県南城市で集中豪雨による土砂崩れ発生、交通機関・観光施設に被害
[沖縄県南城市観光危機管理対策本部 電話番号、メールアドレス]

■事実の報告

[月 日、 時 分—沖縄県南城市]
[月 日、 時 分]、沖縄県で集中豪雨により、国道 331 号〇〇から〇〇の間で土砂崩れが発生しました。

■行動指示

沖縄県全域に大雨特別警報が出されています。[時 分]、国道 331 号〇〇から〇〇の間で土砂崩れが発生しました。
現時点でこれ以外の箇所での土砂崩れは観測されておりませんが、大雨特別警報が継続中です。市内[]地区、[]地区、の避難指示、[]地区、[]地区の避難勧告も継続中です。家や建物から出ずに、屋内で待機してください。
現在、市内の多くで停電しています。倒れた電柱の周囲は危険ですので、近寄らないでください。

■南城市の体制と行動方針

当市では、大雨特別警報発令後、ただちに市長を本部長とする災害対策本部を設置し、市地域防災計画に基づき必要な対応を行っております。
市災害対策本部では、消防・警察等とともに、被害状況の調査を進めています。被害状況等に関する新しい情報が入り次第、お伝えいたします。

第6章 危機からの回復(Recovery)

6-1 観光危機後の観光誘客及び観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制の設置

市（観光情報・回復班）は、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等と連携して、観光客の誘致促進や、市内の宿泊、観光及び交通施設等の観光産業の早期復興・事業継続に向けた体制を充実・強化する。

市は観光関連事業者と協力し、早期復興を可能とするために、「観光情報・回復班」に専属担当者を1名以上配置する。なお、専属担当者は他の役割と重複せずに危機からの回復の実行を図る。

■Point

危機が発生した場合には、ほとんどの関係者は危機の対応に追われることが想定される。施設復旧など様々な対応の後に回復をスタートさせたのでは、観光客が訪れるのはさらに数ヶ月後となってしまふ。

施設復旧と同時に市内の観光産業が営業可能となるように、危機への対応と同時並行で回復を進めることが重要である。

6-2 観光産業の早期復興を図るための施策等の企画・実施、関係機関との連携強化

市（観光情報・回復班）は、県、近隣市町村、OCVB、観光関連団体、観光関連事業者等と連携して、観光危機の影響・被害から市内の観光産業の早期復興を図るための観光誘客プロモーション活動等や、観光事業者の事業継続支援等を実施する。

■Point

復興を担当する者は、プロモーションを行うために、誰と（どこ）連携することが望ましいかを把握する。

プロモーションを市単体で実施するか、県全体で実施するかは、被害の規模（範囲）と即効性を勘案しながら実施する。ここで出遅れると、後に影響する恐れがある。

6-3 観光危機後の観光産業の早期復興に向けたプロモーション活動等の実施

市（観光情報・回復班）は、県、OCVB、観光関連団体、観光関連事業者と連携して、観光危機により被害を受けた市内の宿泊、観光及び交通施設等の被害状況や復旧状況などの情報を収集・分析し、正確な情報を国内・海外の観光業界等に発信するとともに、観光客の誘致に向けたプロモーション活動等を実施する。

情報の発信については、市で一本化することにより、正確な情報を担保する。

プロモーション活動については、市内の観光関連団体、観光関連事業者と連携して、危

機発生の初期段階より検討を始め、修学旅行客やイベント等の様々な施策や、旅行商品の企画・造成・販売促進を進めるものとする。

なお、市内の一部地域で大規模被害が発生している場合でも、健全な営業が可能な観光関連施設においては積極的に自事業所のプロモーションを行い、南城市が元気であり、復興に向かっていることを発信することも重要である。

6-4 観光危機後の国内・海外への戦略的な情報発信等による風評被害対策

市（観光情報・回復班）は、観光関連団体、観光関連事業者等と連携して、観光危機により影響を受けた市内の宿泊、観光及び交通施設等の営業及び復旧状況などの情報を収集、整理する。また、市内の観光産業の回復状況をウェブサイト、ソーシャルメディアや報道機関などを活用して積極的に発信し、国内・海外の旅行市場に広く周知するなどの風評被害対策を行う。

なお、情報発信においては、市で一本化し、正確な情報を発信することで、風評被害を最小限とする。また同時に、過度な安心感をあおる情報としないように配慮する。

■Point

風評被害を最小とするには、正確な情報を発信することが重要である。そのため、情報を発信する際、下記の点に留意する必要がある。

- ① 間違った情報、複数の情報が出ないように、発信源は一本化する。
- ② 観光地として、ネガティブな情報よりも、ポジティブな情報を発信するほうが良い。ただし、「大丈夫」をあおりすぎると、誤った情報になりかねないので注意する。
- ③ 使用できる施設は、使用できる旨をきっちり伝える。
- ④ 地元の笑顔などは最大の効果を与える。

6-5 観光産業の早期復興・事業継続を図るための緊急融資支援等の実施

市（観光情報・回復班）は、県、観光関連団体、観光関連事業者等と連携して、観光危機で被害を受けた市内の観光産業の早期復興・事業継続支援等を実施する。

また、県等と連携して、市内の観光関連事業者の事業継続を図るため、観光危機が発生した初期段階から商工会や金融機関等の協力を求め、被害を受けた市内の観光関連事業者に対する金融相談や融資の斡旋に努める。

■Point

観光危機が発生した際、早い段階で融資などの金融相談・支援が必要となる。被害を受けた観光事業者が安心して復興に専念することができる環境を作るために、市は金融機関や信用保証協会への紹介などの支援を行う。

6-6 観光危機により甚大な影響を受けた観光産業の雇用継続支援の実施

市（観光情報・回復班）は、県、OCVB 等と連携して、観光危機によって甚大な被害を受けた事業者に対して、雇用継続及び観光人材育成等の支援、サービスレベルアップに係る集合教育などに努める。

市内の観光関連団体・観光関連事業者は、観光危機による観光施設等の損傷、交通及びライフライン障害などで休業に至ったときは、可能な限り従業員の雇用を継続するとともに、休業期間を利用して従業員の人材育成等を推進するなど、営業再開後のサービスレベルの向上を図る。

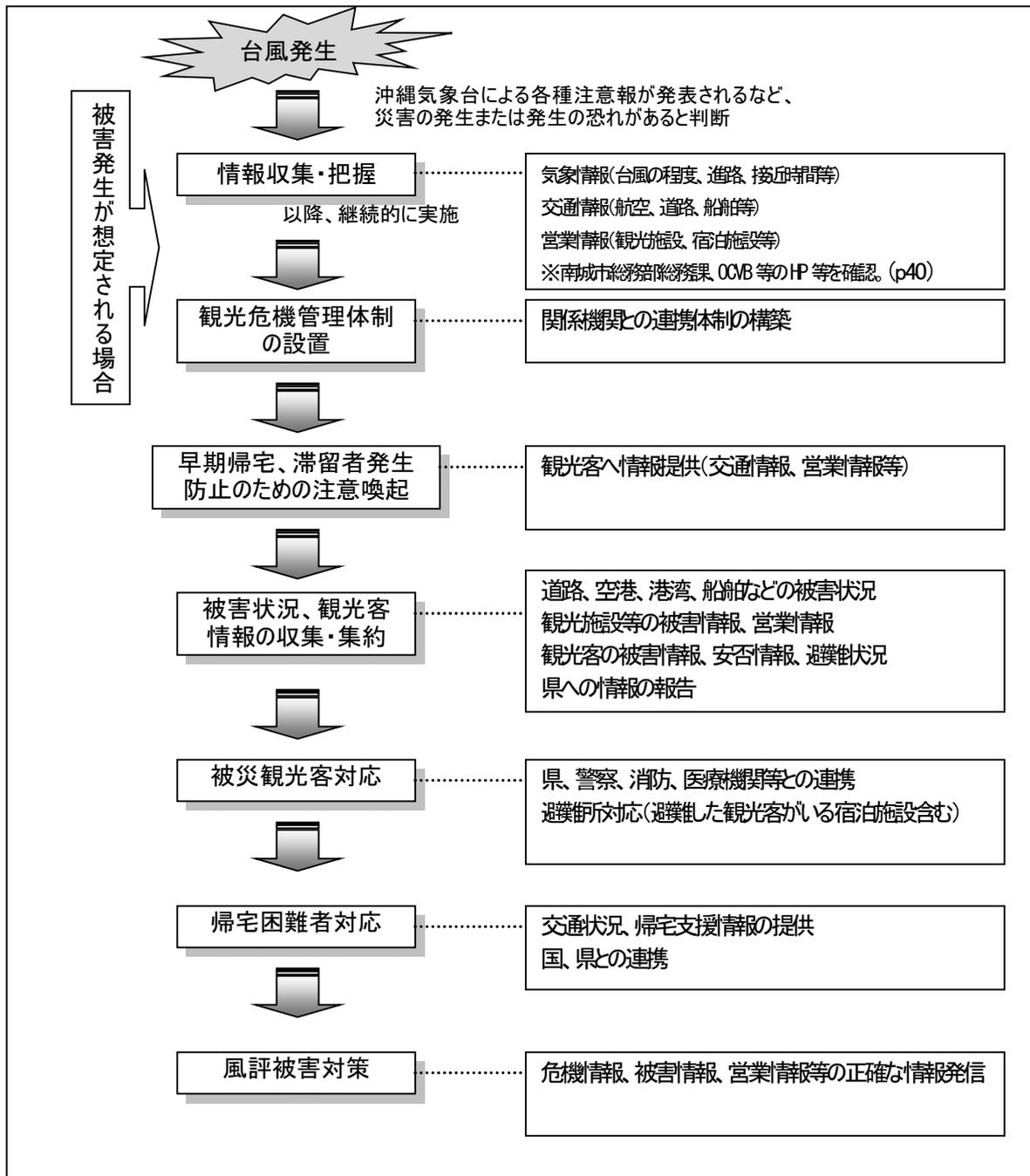
■Point

観光危機が発生し、営業が一時的に困難となったときは、その時間を活用して、危機発生以前よりサービスレベルを向上し、ブランド力を高めるためのまたとない機会であると捉える。

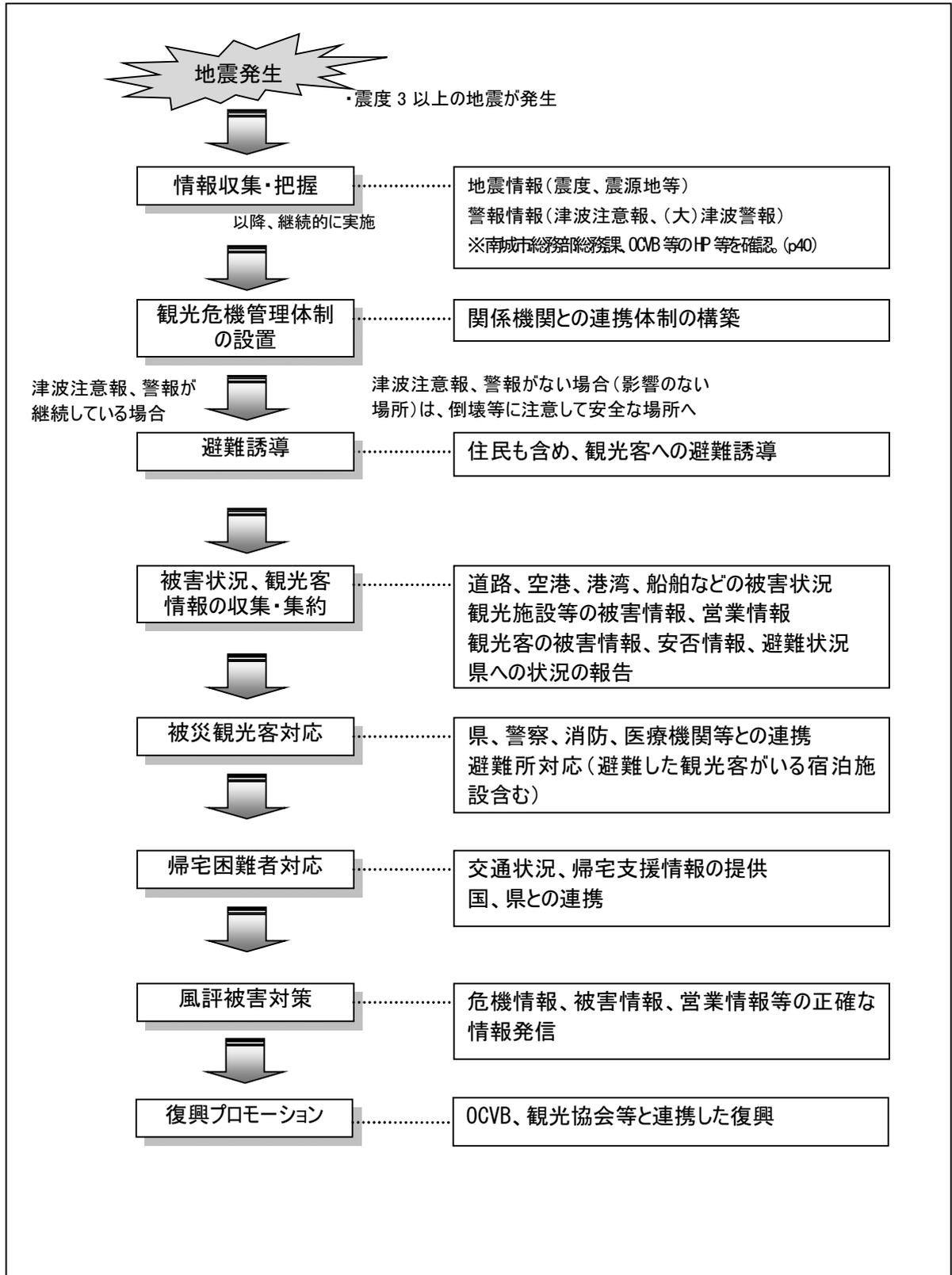
資料— 1) 行動フローの例示

観光危機発生時から、どのような行動をとるか、代表的なものを以下のフローで例示する。

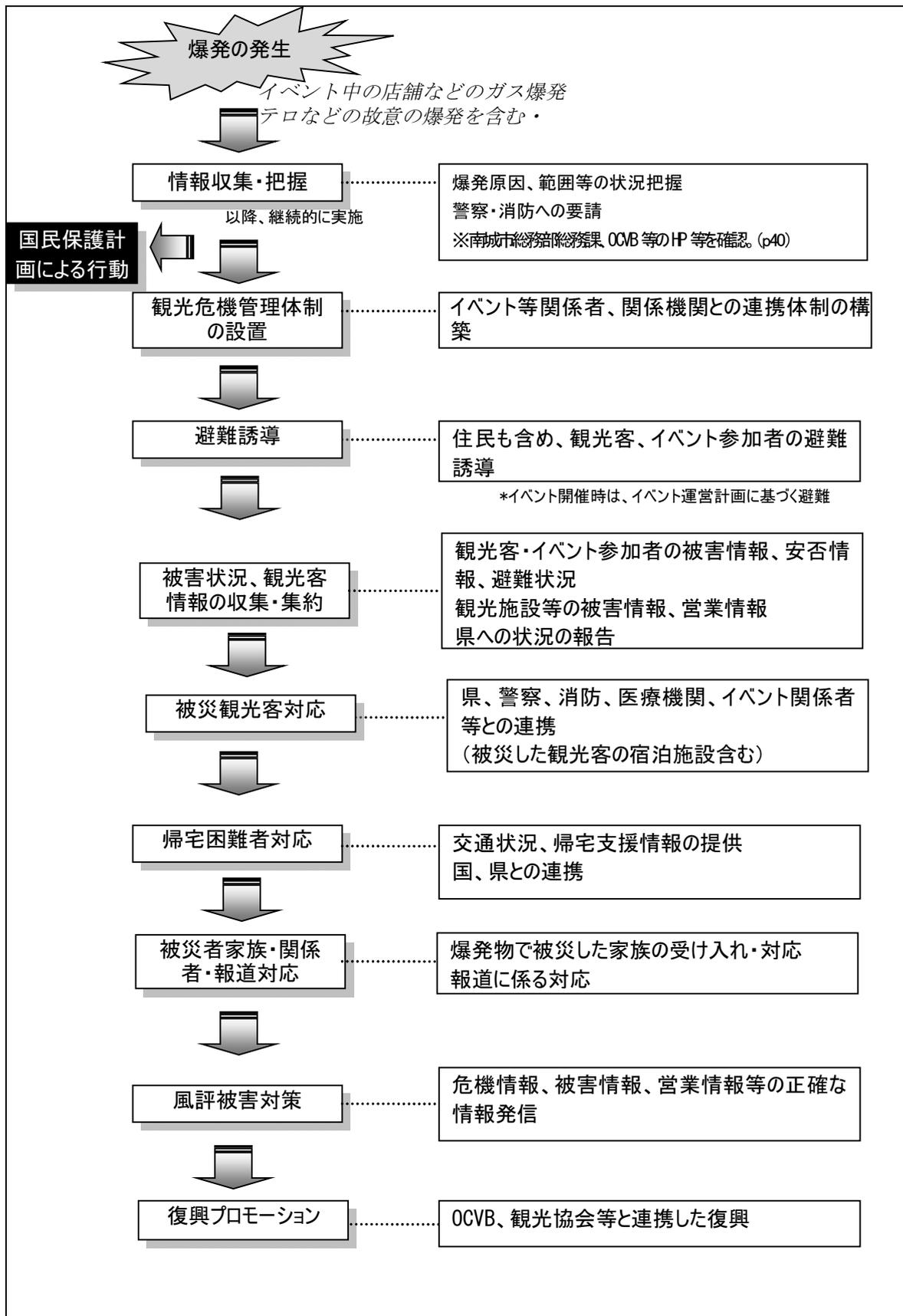
(1) 自然災害・危機の場合 【台風の場合】



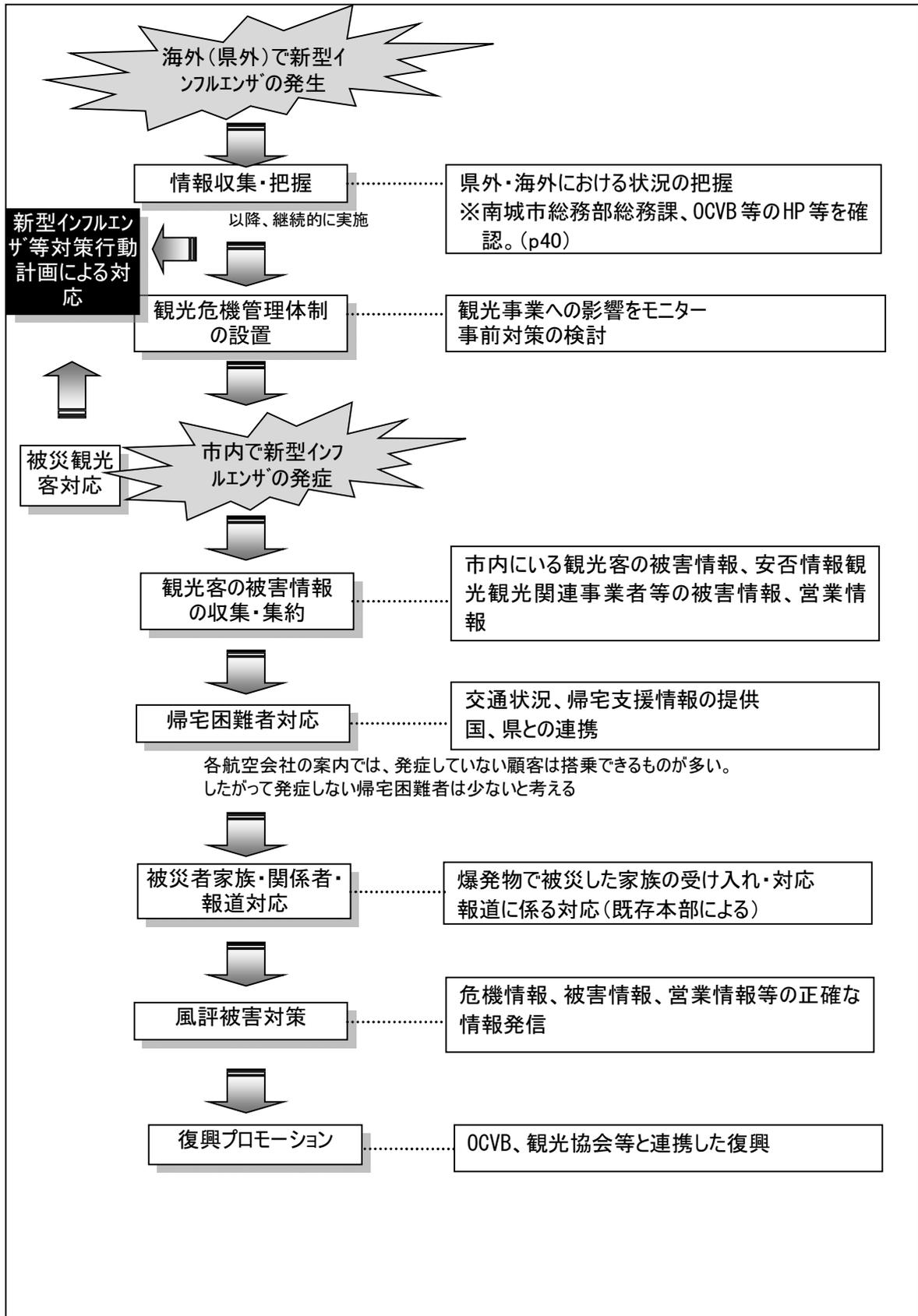
(2) 自然災害・危機の場合 【地震・津波】



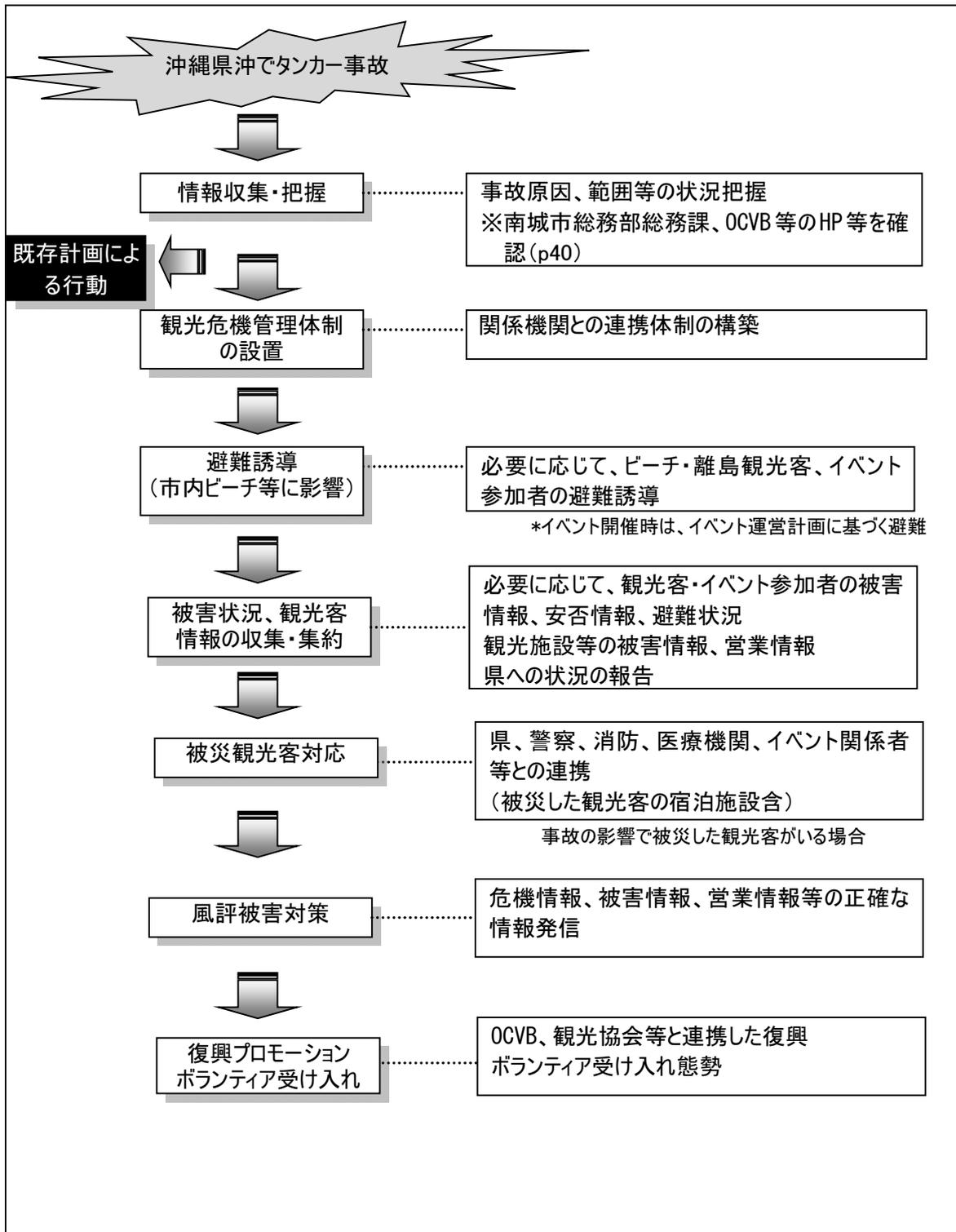
(3) 人的災害・危機 【爆発物の場合】



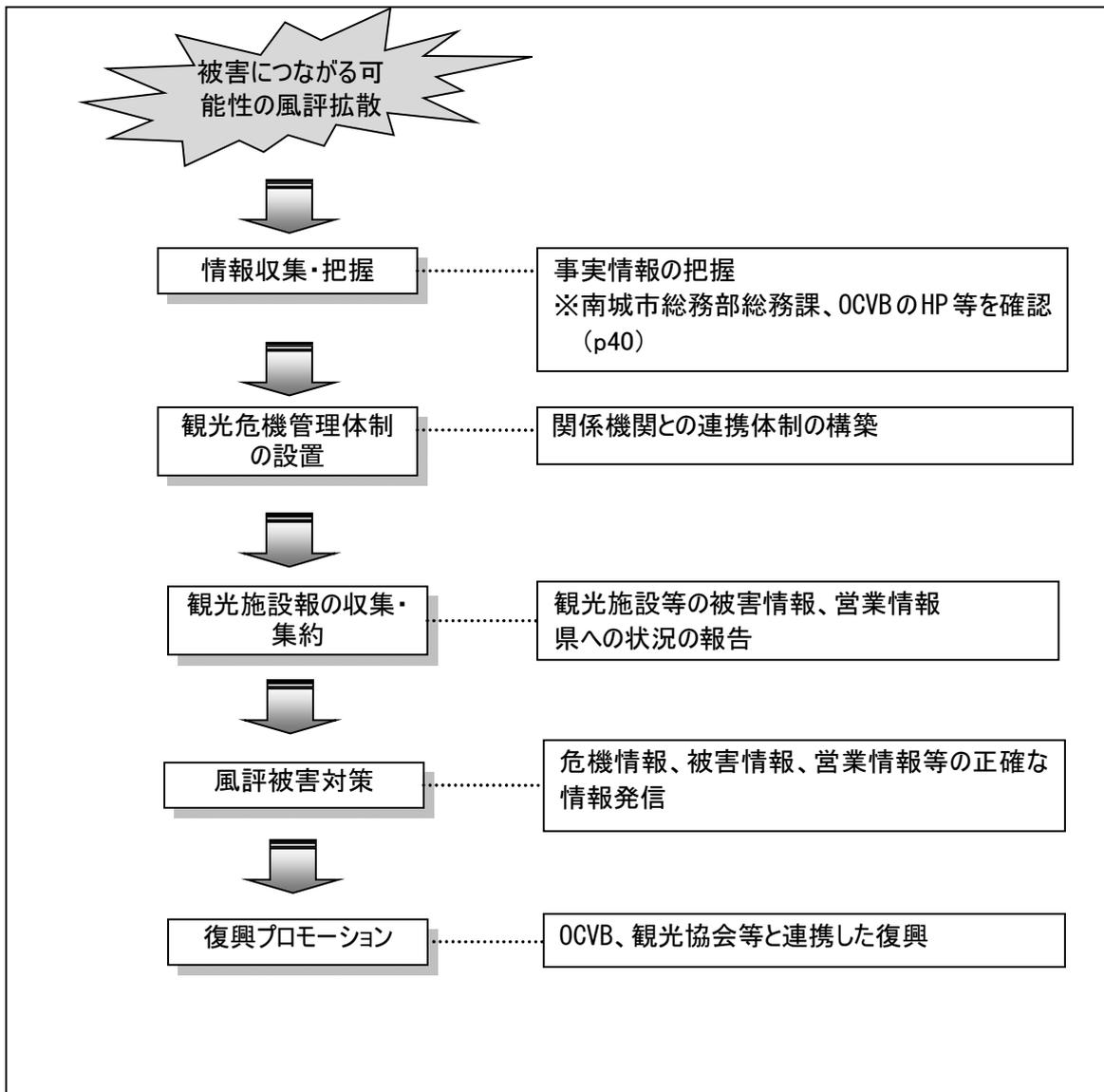
(4) 健康危機 【新型インフルエンザの場合】



(5) 環境の場合 【タンカー等による海洋汚染】



(6) 市外で発生した危機の場合 【風評被害】



資料— 2) 職員初動マニュアルの補足

参考) 地域防災計画 職員初動マニュアルに基づく観光危機管理初動(観光班)を基にした修正案

(◎:主たる実施時期、○:適宜実施)

主な活動内容(観光班)	チェック	発災からの時間経過				
		30分	3時間	24時間	3日	以降
1 市内滞在観光客等の被害状況の把握及び応急対策 【☞ [3-7] 観光客等対策計画】						
① 観光客の避難誘導	<input type="checkbox"/>	○				
② 市内滞在の観光客等の被害状況、安否情報等の把握(観光施設管理者、観光関係事業者、観光関係団体、観光客等(修学旅行中の学校)、交通機関、警察、医療機関等と連携) 【観光地、観光施設、宿泊施設、避難所等で把握】	<input type="checkbox"/>		○	○	○	○
③ 久高島や奥武島等離島部における観光客の状況把握	<input type="checkbox"/>		○	○	○	○
④ 観光客等の被害状況、安否情報等の県への報告および救助要請(安否確認システム等を使用)	<input type="checkbox"/>			○	○	○
⑤ 観光客等に対する応急措置(安全な場所への誘導・一時収容、飲料・飲料水・食糧・生活必需品等の供給等)	<input type="checkbox"/>		○	○	○	○
⑥ 外国人観光客(特にイスラム系:ハラール等)やアレルギー等の把握	<input type="checkbox"/>		○	○	○	○
⑦ 外国人観光客に対応できる医療機関の情報提供	<input type="checkbox"/>		○	○	○	○
⑧ 外国人観光客の遺体処理に係る情報提供	<input type="checkbox"/>				○	○
⑨ 交通状況の把握(適宜)	<input type="checkbox"/>	○	○	○	○	○
⑩ 宿泊状況の把握(適宜) (市内外の宿泊状況の把握)	<input type="checkbox"/>	○	○	○	○	○
⑪ 帰宅困難者対応(県の対応計画に基づく)	<input type="checkbox"/>				○	○
⑫ 被災した観光客の関係者への対応	<input type="checkbox"/>					○
⑬ 観光危機や観光産業への影響に関する情報収集・風評被害対策	<input type="checkbox"/>			○	○	○
2 所管の関係団体との連絡調整・体制の設置						
① 観光協会、商工会等関係団体との連絡・協力要請(適宜)	<input type="checkbox"/>	○	○	○	○	○
② 観光危機管理体制の設置	<input type="checkbox"/>	○				

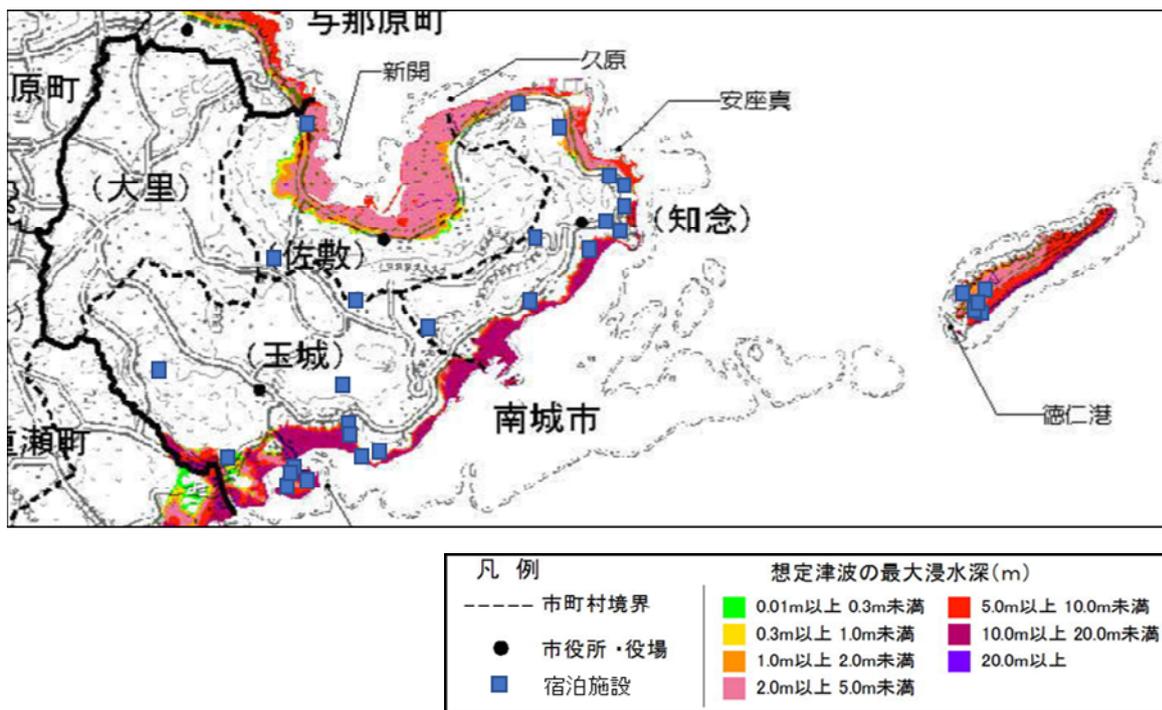
主な活動内容（観光班）	チェック	発災からの時間経過				
		30分	3時間	24時間	3日	以降
3 観光施設等の被害調査及び応急対策 【☞ [3-2] 災害状況等の収集・伝達計画】						
① 観光施設の被害状況の把握（観光施設管理者、観光関係団体等と連携）	<input type="checkbox"/>			○	○	○
4 商業施設等の被害調査及び応急対策 【☞ [3-2] 災害状況等の収集・伝達計画】 【☞ 第4部[1-3] 農漁業及び中小企業等への支援計画】						
① 商工関係施設の被害状況の把握（商工会議所、商店会等の関連団体と連携）	<input type="checkbox"/>			○	○	○
② 被害を受けた商業関係者等に対する融資・斡旋の周知・指導 ・ 中小企業金融公庫資金 ・ 中小企業信用保険公庫資金 ・ 商工組合中央金庫資金 ・ 環境衛生金融公庫資金 ・ 国民金融公庫資金	<input type="checkbox"/>					○
5 部内他班の応援						
① 本部指示に基づく部内他班への応援職員の派遣等（適宜）	<input type="checkbox"/>	○	○	○	○	○
② 行方不明観光客に係る情報提供	<input type="checkbox"/>		○	○	○	○
6 所管の被害状況等の調査、対策業務に関する報告						
① その他の観光課所管の被害状況等の調査（適宜）	<input type="checkbox"/>	○	○	○	○	○
② 調査結果、対策実施状況等の総務1班への報告（適宜）	<input type="checkbox"/>	○	○	○	○	○

資料—3) リスト類

(1) 南城市内の宿泊施設の状況

	軒数(軒)	客室数(室)	収容人員(人)
ホテル・旅館	2	69	258
民宿	12	43	109
ペンション・貸別荘	12	47	160
ドミトリー・ゲストハウス	0	0	0
ウィークリーマンション	1	7	21
団体経営施設	2	21	282
ユースホステル	0	0	0
合計	29	187	830

出典：平成27年版観光要覧 沖縄県 (平成27年12月31日現在)



参考：平成25年沖縄県津波被害想定調査

宿泊施設の分布状況と津波浸水想定

(2) 南城市内の宿泊施設の一覧

宿泊施設名	住所	収容人員(人)	客室数(室)	備考
ユインテホテル南城	南城市佐敷字新里1688	206	53	
百名伽藍	南城市玉城百名山下原1299-1	34	17	ハラル対応
民宿芭蕉布	南城市玉城字奥武118-2	6		
奥武島・ゲストハウスりゅうかく	南城市玉城字奥武293-24			ハラル対応
民宿 夏苑(カエン)	南城市知念知名126番地	8		
海の家 あげぼの荘	南城市玉城字奥武194			
民宿 仲村	南城市知念字安座真1062-30			
小やど SAWA	南城市知念字久高231-2-7	10	4	
民宿西銘	南城市知念字久高231-2	2	1	
にらい荘	南城市知念字久高231-2	21	7	
民宿海野	南城市知念海野149	14	7	
民宿おおじま	南城市玉城字奥武16	20	7	
民宿 はーにい	南城市知念字久高4			
いるかじ	南城市佐敷津波古931		2	
朝陽の宿 涼風(しだかじ)	南城市玉城垣花189-1	6	3	
海坐	南城市玉城字玉城56-1	8	4	
Kafuwa Naniyo	南城市知念安座真 1126 番 1	6	3	
島んちゅゲストハウス 結縁	南城市玉城堀川570-1	6	3	
ペンション・茶屋 海日和	南城市知念字久手堅265	20		
ペンション榮クラブ	南城市知念字具志堅199-1	8	4	
ビーチサイドペンションみーばる	南城市玉城百名1346		11	
ペンションウエストビュー	南城市玉城字玉城22-2			
喫茶&ペンション ポランのひろば	南城市知念字久手堅599-2	6	3	
沖縄ペンション南	南城市玉城字前川190-1	8	4	
ペンション海ドラマ	南城市知念吉富138-2	30		
安座真ムーンライト・テラス	南城市知念安座真1245	11	4	
プチリゾート イリールーム(iri room)	南城市知念字吉富368-1	4	2	
ウィークリーマンション グスクロード	南城市玉城字親慶原154-5			
沖縄県立玉城少年自然の家 (一時避難場所、広域避難所、収容避難所、津波避難所)	南城市玉城玉城420	392		宿泊室(24人×8室)、キャンプ場(200人) 一時避難所、広域避難所、 収容避難所、津波避難所
久高島宿泊交流館	南城市知念字久高249-1	36	8	
		862	147	

赤字は概ねの数字(部屋数×2人で計算)

出典: 独自調査より

資料— 4) 様式集

(1) 事業者用 観光危機管理安否等状況報告書

南城市観光危機管理担当者（観光商工課内）殿

当該事業者におきまして、安否情報及び施設等被災状況を以下に報告いたします。

観光危機管理安否等状況報告書【初期対応】

施設名		発信日時	年 月 日 () 時 分
連絡先 1	— —	連絡先 2	担当者名

■避難時の状況を簡単に教えてください(主な行動)

■全体の人数の把握

貴施設から避難した人の人数を教えてください

	観光客	従業員	その他	合計	内重傷者
合計人数	人	人	人	人	人
内男性	人	人	人	人	人
内女性	人	人	人	人	人

今回、貴施設でお亡くなりになられた方がいれば、その数を教えてください (人)

■観光客の特徴について（帰宅支援等の必要なもの）

観光客	合計人数	内要配慮者	内乳幼児	内ハラル	内アレルギー
県内者	人	人	人	人	人
県外者	人	人	人	人	人
外国人	人	人	人	人	人

※ 本報告の要配慮者は、障がい者や高齢者のうち、自力での生活が困難な人

■避難した方で、何か気になる点がありましたら教えてください。

■貴施設の現在の状況を教えてください。(全壊、半壊程度、建物使用可など)

※状況が分かるような写真の添付も可

連絡先 南城市企画部観光商工課 TEL 098-946-8817 FAX 098-852-6004
 観光商工課代表メール kankou@city.nanjo.okinawa.jp

資料—5 防災施設等

(1) 指定緊急避難場所

No	施設名称	住所	電話番号	津波時	洪水時	土砂災害時	地震時	No	施設名称	住所	電話番号	津波時	洪水時	土砂災害時	地震時	
1	馬天小学校	津波古 1800 番地	947-6535	○	○	○	○	40	南城市佐敷農産物直売所	新開 1 番地 240	947-1811	×	×	○	○	
2	佐敷小学校	佐敷 1193 番地	947-6212	○	○	○	○	41	知念小学校	久手堅 679 番地	948-1302	○	○	○	○	
3	佐敷中学校	兼久 16 番地 1	947-6210	○	○	○	○	42	知念中学校	久手堅 700 番地	948-1303	○	○	○	○	
	津波時:浸水深:3.98m→校舎 3F 以上に避難 洪水:浸水想定区域内→3F 以上に避難								43	久高小中学校	久高 46 番地	948-3515	×	○	○	○
4	老人福祉センター	新開 1 番地 240	947-3030	×	×	○	×	44	知念体育館	久手堅 532 番地	852-6887	○	○	○	○	
5	さしきスボレクセンター	仲伊保 390 番地 2	947-1303	×	×	○	○	45	南城市知念児童館	久手堅 22 番地	—	○	○	○	○	
6	南城市文化センター	佐敷 307 番地	947-1100	○	○	○	○	46	南城市知念社会福祉センター	久手堅 453 番地	949-7650	○	○	○	○	
	津波時:浸水深:3.40m→3F 以上に避難 洪水:浸水想定区域内→3F 以上に避難								47	久高島離島復興総合センター	久高 231 番地 2	948-7803	×	×	○	○
7	新開スポーツ公園	新開 1 番地 417、418	—	×	×	○	○	48	離島体験宿泊交流施設	久高 249 番地 1	835-8919	×	○	○	○	
8	屋比久児童公園	屋比久 66 番地	947-3986	○	○	○	○	49	岬公園	久手堅 523 番地	—	○	○	○	○	
9	富祖崎公園	仲伊保 390 番地 2	947-1303	×	×	○	○	50	志喜屋漁港多目的広場	志喜屋 9 番地 2	852-6887	×	×	○	○	
10	津波古児童公園	津波古 1415 番地 2	—	○	○	×	○	51	久高地区津波避難施設	久高 46 番地	—	○	○	○	○	
11	馬天児童公園	津波古 374 番地	—	×	×	○	○	52	知念漁民研修センター	海野漁港内	—	×	×	×	○	
12	新開公園	新開 1 番地 237	—	×	×	○	○	53	守礼カントリークラブ	知名 1029 番地	947-3411	○	○	○	○	
13	佐敷農村広場	佐敷 20 番地	—	×	○	×	○	54	久手堅公民館	久手堅 103 番地	948-3244	○	○	○	×	
14	外間農村広場	屋比久 159 番地	—	○	○	○	○	55	志喜屋公民館	志喜屋 428 番地	949-7587	○	○	○	○	
15	小谷農村広場	小谷 1 番地	947-6550	○	○	×	○	56	山里公民館	山里 22 番地	949-7399	○	○	×	○	
16	新里農村広場	新里 701 番地	947-3593	○	○	×	○	57	具志堅公民館	具志堅 22 番地	949-7399	○	○	×	×	
17	手登根農村広場	手登根 1 番地	—	○	○	○	○	58	知念公民館	知念 536 番地	948-1773	○	○	○	○	
18	伊原農村広場	伊原 409 番地	—	○	○	×	○	59	吉富コミュニティ供用施設	吉富 106 番地 2	948-1705	○	○	×	○	
19	つきしろの宮	佐敷 1151 番地	—	○	○	×	○	60	南城市安座真観光交流・防災機能拠点施設	安座真 151 番地	948-7221	○	○	×	○	
20	南城市新開多目的広場	新開 1 番地 418	947-6152	×	×	○	○	61	知名公民館	知名 107 番地	947-3158	○	○	○	×	
21	南城市営新開球場	佐敷字新開 1 番地 417	947-6152	×	×	○	○		非公共施設・津波時:浸水深:1.12m→2F 以上に避難 土砂:土砂災害想定区域内→2F 以上に避難							
22	津波古公民館	津波古 144 番地	947-6510	×	×	×	○	62	海野公民館	海野 244 番地 2	947-6244	○	○	×	○	
23	新開公民館	新開 1 番地 70	852-5950	×	×	○	×	63	久原公民館	久原 42 番地 1	947-0377	×	×	○	×	
24	県営団地自治会連絡事務所	新開 1 番地 315	947-1633	×	×	○	×	64	玉城中学校	富里 153 番地	948-7105	○	○	×	○	
25	第 2 団地自治会連絡事務所	新開 1 番地 236	947-2249	×	×	○	×	65	玉城小学校	屋嘉部 3 番地	948-7251	○	○	×	○	
26	ひまわり児童館	新開 1 番地 73	947-1655	×	×	○	○	66	百名小学校	百名 54 番地	948-1012	○	○	○	○	
27	佐敷公民館	佐敷 420 番地	947-2923	×	×	×	○	67	南城市福祉センター	百名 1252 番地	948-3975	○	○	○	×	
28	佐敷幼稚園	佐敷 1246 番地 2	947-1875	○	○	×	×	68	船越小学校	船越 960 番地	949-7108	○	○	○	○	
29	屋比久公民館	屋比久 14 番地	947-3936	○	○	○	○	69	玉城総合体育館	富里 200 番地	948-3039	○	○	×	○	
30	仲伊保団地集会所	仲伊保 488 番地 1	852-5988	○	○	○	○	70	玉城陸上競技場	富里 222 番地	948-3039	○	○	○	×	
31	仲伊保公民館	仲伊保 388 番地 2	947-2714	×	×	○	○	71	玉城中央公民館	富里 167 番地	948-7320	○	○	○	×	
32	小谷構造改善センター	小谷 46 番地	947-6550	○	○	×	○	72	県立玉城青少年の家	玉城 420 番地	948-1513	○	○	○	×	
33	新里公民館	新里 677 番地	947-3593	○	○	○	○	73	玉城野球場	富里 186 番地 1	948-3039	○	○	○	○	
34	手登根公民館	手登根 52 番地	—	○	○	○	○	74	グスクロード公園	玉城 1212 番地	—	○	○	○	○	
35	伊原公民館	伊原 287 番地	—	○	○	○	×	75	系数上原公園	系数 245 番地 1	—	○	○	○	○	
36	富祖崎公民館	富祖崎 385 番地 1	—	×	×	○	○	76	喜良原野球場	喜良原	—	○	○	○	○	
37	兼久構造改善センター	兼久 37 番地 1	947-2766	×	×	○	×	77	奥武島グランド	奥武	—	×	×	○	○	
38	外間公民館	屋比久 189 番地	—	×	×	○	×									
39	佐敷農村婦人の家	新開 1 番地 419	947-6624	×	×	○	○									

出典：南城市地域防災計画

No	施設名称	住所	電話番号	津波時	洪水時	土砂災害時	地震時	No	施設名称	住所	電話番号	津波時	洪水時	土砂災害時	地震時
78	南城市構造改善センター	糸数 168 番地 16	—	○	○	○	○	112	嶺井公民館	嶺井 66 番地	945-6134	○	○	○	×
79	玉城勤労者体育センター(喜良原体育館)	喜良原 192 番地	948-2108	○	○	○	○	113	古堅農村集落総合管理施設	古堅 155 番地 1	—	○	○	○	○
80	親慶原公民館	親慶原 163 番地	948-7942	○	○	×	○	114	福原コミュニティセンター	古堅 800 番地 2	945-8994	○	○	○	×
81	垣花構造改善センター	垣花 137 番地	948-2231	○	○	○	○	115	南風原農村集落総合管理施設	大里 2010 番地 1	944-5716	○	○	○	○
82	仲村渠児童館	仲村渠 725 番地	948-4101	○	○	○	○	116	高齢者能力活用センター	大里 2231 番地 1	—	○	○	○	○
83	百名公民館	百名 104 番地 1	948-7958	○	○	○	○	117	高宮城公民館	高平 85 番地	—	○	○	○	×
84	新原公民館	百名 1422 番地	—	×	×	○	×	118	中間集落センター	仲間 108 番地 2	9440-994	○	○	○	×
85	玉城公民館	玉城 92 番地	—	×	○	○	×	119	平川コミュニティセンター	高平 704 番地	—	○	○	○	×
86	中山公民館	中山 75 番地	—	○	○	○	×	120	稲嶺構造改善センター	稲嶺 808 番地	946-8254	○	○	○	○
87	奥武公民館	奥武 80 番地	948-7190	×	×	○	×	121	大里グリーンタウン集会所	稲嶺 2127 番地 231	945-0566	○	○	○	○
88	志堅原公民館	志堅原 48 番地	—	×	○	○	×	122	目取真農村集落総合管理施設	稲嶺 2760 番地	946-8762	○	○	○	○
89	堀川公民館	堀川 521 番地	948-2184	×	○	○	×	123	大城集落センター	大城 775 番地	946-8250	○	○	○	×
90	富里公民館	富里 92 番地	948-2050	○	○	○	○	124	真境名公民館	大城 2249 番地	—	○	○	×	×
91	富山公民館	富山 54 番地	948-1458	○	○	○	×	125	大里団地集会所	仲間 969 番地	—	○	○	○	×
92	屋嘉部公民館	屋嘉部 34 番地	—	○	○	×	○	126	大里第 2 団地集会所	大城 2525 番地	944-3177	○	○	×	×
93	糸数公民館	糸数 44 番地	948-7708	○	○	○	×	127	仲程農村集落総合管理施設	仲間 934 番地 1	945-2998	○	○	○	○
94	船越公民館	船越 108 番地	948-1054	○	○	○	×	128	農業団地センター	仲間 1155 番地	882-8167	○	○	○	○
95	愛地公民館	愛地 373 番地	948-1180	○	○	○	○	129	銭又コミュニティセンター	高平 473 番地	—	○	○	○	○
96	南城市前川観光交流・防災機能拠点施設	前川 180 番地 1	949-7025	○	○	○	○	130	湧稲国農村集落総合管理施設	稲嶺 1095 番地 1	946-8062	○	○	○	○
97	喜良原公民館	喜良原 192 番地	—	○	○	○	×	131	大里第 2 グリーンタウン集会所	稲嶺 2234 番地 164	—	○	○	×	×
98	大里北小学校	嶺井 1 番地	945-2362	○	○	○	×	132	西原公民館	大里 487 番地	—	○	○	○	○
99	大里南小学校	仲間 1375 番地	945-2455	○	○	○	○	133	稲福高齢者健康センター	大城 1776 番地	—	○	○	×	○
100	大里中学校	仲間 978 番地	945-2442	○	○	○	×	134	島袋コミュニティセンター	古堅 1379 番地	—	○	○	○	×
101	南城市大里農村環境改善センター	仲間 928 番地	946-2445	○	○	○	×	135	つきしろ児童公園	佐敷 1678 番地 259	—	○	○	○	○
102	南城市総合保健福祉センター	仲間 918 番地	946-8967	○	○	○	○	136	つきしろ公民館	佐敷 1678 番地 199	948-2237	○	○	○	×
103	大里城址公園	大里 386-1 番地	—	○	○	○	○								
104	大里内原公園	大里 1071 番地	945-8405	○	○	○	○								
105	勤労者体育センター	稲嶺 2127 番地 99	945-0608	○	○	○	○								
106	大里北児童館	嶺井 515 番地 1	945-5365	○	○	○	×								
107	大里中央児童館	大城 2555 番地 1	946-0198	○	○	○	○								
108	大里南児童館	稲嶺 2101 番地 89	945-6646	○	○	○	×								
109	みどり保育所	大里 2513 番地	945-3946	○	○	×	×								
110	大里南幼稚園	仲間 928 番地	945-2827	○	○	○	×								
111	大里北幼稚園	嶺井 222 番地	945-2583	○	○	○	○								

出典：南城市地域防災計画

(2) 指定避難所

No	施設名称	住所	電話番号	収容可能面積 (m ²)	収容人数(人) ※人/3m ²
1	知念小学校	久手堅 679 番地	948-1302	5,982	1,994
2	知念中学校	久手堅 700 番地	948-1303	5,089	1,696
3	知念体育館	久手堅 532 番地	852-6887	2,033	678
4	南城市知念児童館	久手堅 22 番地	—	376	125
5	南城市知念社会福祉センター	久手堅 453 番地	949-7650	1,374	458
6	百名小学校	百名 54 番地	948-1012	4,715	1,572
7	船越小学校	船越 960 番地	949-7108	6,264	2,088
8	大里南小学校	仲間 1375 番地	945-2455	8,532	2,844
9	南城市総合保健福祉センター	仲間 918 番地	946-8967	1,998	666

出典：南城市地域防

(3) 避難所

No	施設名称	住所	電話番号	収容可能面積 (㎡)	収容人数 (人) ※人/3㎡	津波 避難可 時否	洪水 避難可 時否	土砂 災害時	地震時
1	馬天小学校	津波古1800番地	947-6535	6,252	2,084	○	○	×	○
2	佐敷小学校	佐敷1193番地	947-6212	5,937	1,979	○	○	×	○
3	佐敷中学校	兼久16番地1	947-6210	6,995	2,332	×	×	○	○
4	老人福祉センター	新開1番地240	947-3030	1,330	443	×	×	○	×
5	さしきスポレクセンター	仲伊保390番地2	947-1303	1,265	422	×	×	○	○
6	南城市文化センター	佐敷307番地	947-1100	260	87	×	×	○	○
7	知念小学校	久手堅679番地	948-1302	5,982	1,994	○	○	○	○
8	知念中学校	久手堅700番地	948-1303	5,089	1,696	○	○	○	○
9	久高小中学校	久高46番地	948-3515	3,118	1,039	×	○	○	○
10	知念体育館	久手堅532番地	852-6887	2,033	678	○	○	○	○
11	南城市知念児童館	久手堅22番地	—	376	125	○	○	○	○
12	南城市知念社会福祉センター	久手堅453番地	949-7650	1,374	458	○	○	○	○
13	久高島離島復興総合センター	久高231番地2	948-7803	308	103	×	×	○	○
14	離島体験宿泊交流施設	久高249番地1	835-8919	863	288	×	○	○	○
15	玉城中学校	富里153番地	948-7105	5,740	1,913	○	○	×	○
16	玉城小学校	屋嘉部3番地	948-7251	5,698	1,899	○	○	×	○
17	百名小学校	百名54番地	948-1012	4,715	1,572	○	○	○	○
18	南城市福祉センター	百名1252番地	948-3975	1,173	391	○	○	○	×
19	船越小学校	船越960番地	949-7108	6,264	2,088	○	○	○	○
20	玉城総合体育館	富里200番地	948-3039	3,876	1,292	○	○	×	○
21	玉城陸上競技場	富里222番地	948-3039	865	288	○	○	○	×
22	玉城中央公民館	富里167番地	948-7320	1,882	627	○	○	○	×
23	県立玉城青少年の家	玉城420番地	948-1513	3,069	1,023	○	○	○	×
24	大里北小学校	嶺井1番地	945-2362	3,676	1,225	○	○	○	×
25	大里南小学校	仲間1375番地	945-2455	8,532	2,844	○	○	○	○
26	大里中学校	仲間978番地	945-2442	6,612	2,204	○	○	○	×
27	南城市大里農村環境改善センター	仲間928番地	946-2445	1,500	500	○	○	○	×
28	南城市総合保健福祉センター	仲間918番地	946-8967	1,998	666	○	○	○	○

出典：南城市地域防災計画

■ 指定緊急避難場所の要件

管理条件	①発災時等における指定緊急避難場所の居住者等への開放を行う担当者等があらかじめ定められていること等の管理体制の状況。 ②居住者等の受け入れの用に供する部分等の避難上の支障の有無等。
立地条件	浸水想定区域、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、津波災害警戒区域大規模な火事などにおける安全区域。
構造条件	仮に立地条件を満たさない場合であっても、当該施設が当該異常な現象に対して安全な構造のものであることや、洪水又は津波等に係る施設については、想定水位以上の高さに避難をしてきた居住者等を受け入れる部分があり、かつ当該部分までの避難上有効な経路があることという「構造条件」を満たしている場合には、緊急時の避難場所として指定することとしても特段の支障は生じないものと考えられる。
地震対象指定基準	施設の構造が昭和 56 年に定められたいわゆる「新耐震基準」に適合すること。

■ 指定避難所の要件

規模条件	指定避難所の適切な規模については具体的な基準はないが、ここでは建物のみで、3 m ² /人で計算。
構造条件	多数の被災者等の出入りに適した出入口などを有していることや多数の被災者等の受け入れに必要なトイレ、水道等の設備を有していることなど。
立地条件	洪水の浸水想定区域や土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、津波災害警戒区域など、災害が発生するおそれがある区域内に立地している施設を極力避けて指定することが望ましい。
交通条件	車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあるものであること。

■ 「指定避難所」と「避難所」の違い

- 「指定避難所」については、南城市全体における想定避難者数を踏まえても収容人数に不足は生じないことから、全ての災害のリスクが無い施設を設定している。
- 一方、災害の種別によっては、避難所として機能する施設も存在することや、被災状況に応じて指定避難所の市域内の偏りを解消する必要がある場合も想定されることから、ここでは「避難所」として整理している。
- なお、津波時に避難生活が可能施設は 21 箇所、洪水時に避難生活が可能施設は 23 箇所、土砂災害時に避難生活が可能施設は 23 箇所、地震時に避難生活が可能施設は 20 箇所である。

資料—6) 用語集

本計画における用語は次のとおりとする。

【あ】

安全確保

観光危機発生時に観光客等の人的被害を防ぐために、危険な場所からより安全な場所に避難、又はその場にとどまり、落下物や火災、浸水等から身体を防護するなど、安全を確保すること。

安否確認

観光危機発生時に、宿泊、観光及び交通施設や避難施設等に避難している観光客、又は行方不明・負傷等をした観光客の情報を収集・把握し、県内に滞在する観光客の所在及び安否を確認すること。

【い】

医療通訳者

負傷又は疾病に罹患した外国人の医療行為や看護、医療機関等での手続きなどの過程に携わり、医療専門知識、患者の文化的背景や価値観などの知識を有し、医療者などの専門家と外国人両者のコミュニケーションを繋ぐ者をいう。

【か】

海洋汚染

悪天候や人為的ミスによる船舶等の事故により流出した、積み荷の原油、有害物質、燃料用重油などや、土砂、漂着ごみなどが、海の自然環境やビーチの景観、野生生物の生態に大きな影響を与えること。

観光関連事業者

本計画では、観光客の移動・滞在・観光活動等に関わるサービスを提供する旅行業者、旅客船事業者、マリンアクティビティ事業者、テーマパーク、バス事業者、宿泊事業者、レンタカー事業者、ハイヤー・タクシー事業者、飲食店、

土産品店、歴史・文化施設等をいう。

観光関連団体

本計画では、観光客の移動・滞在・観光活動等に関わるサービスを提供する南城市観光協会、南城市商工会、知念漁業共同組合、奥武島漁業協同組合、沖縄観光コンベンションビューロー、沖縄県バス協会、沖縄県レンタカー協会、沖縄県ホテル旅館生活衛生協同組合、沖縄県ホテル協会、沖縄県ハイヤー・タクシー協会、沖縄県旅客船協会、飲食店等の関係団体等をいう。

観光客

沖縄県に入域する者（沖縄県在住者を除く）で、世界観光機関（UNWTO）が定める観光客の定義「非日常圏への12カ月以内の外出で、行き先での報酬を伴わないもの」、「宿泊客と日帰り客（通過客を含む）」、「日常的に国境を越える労働者を除く」、「入国しないトランジット客を除く」、「移民、遊牧民、難民を除く」、「軍人、外交官等の公用旅行を除く」に該当する者とする。

観光危機

台風、地震、津波、航空機・船舶事故、感染症などの災害・事故等の発生により、観光客や観光産業に甚大な被害をもたらし、その発生から対応までを限られた時間と不確実な状況の下で意思決定をしなければならない県内又は県外で発生する危機や風評被害等であり、「自然災害・危機」、「人的災害・危機」、「健康危機」、「環境危機」、「県外で発生した災害・危機」の5つの危機を想定している。

観光危機管理

観光客や観光産業に甚大な被害をもたらす観光危機を予め想定し、被害を最小化するための減災対策、観光危機発生時における観光客への情報発信、避難誘導・安全確保、帰宅困難者対策等の迅速な対応、観光危機後の

風評被害対策、観光産業の早期復興、事業継続支援等を組織的かつ計画的に行うこと。

観光危機管理対策

観光危機の経過とともに、「平常時の減災対策 (Reduction)」: 観光関連施設の耐震化、避難誘導標識等の安全対策、観光危機管理知識の普及・啓発等、「危機対応への準備 (Readiness)」: 観光危機管理計画等やマニュアルの策定促進、危機対応・避難誘導訓練の実施等、「危機への対応 (Response)」: 観光危機管理体制の設置、観光客の避難誘導、安否確認、帰宅困難者対策、救助・救急・医療活動、備蓄、風評被害対策等、「危機からの回復 (Recovery)」: 風評被害対策、融資・雇用継続支援等、の4段階 (4R) で、それぞれの段階に応じた対策を行うことをいう。

観光危機管理体制

観光危機発生時に国、県、市町村、OCVB、観光関連団体・事業者等が連携して観光客の安全を守り、観光産業の被害を低減し、危機後の観光産業の早期復興・事業継続を図るため、観光危機管理対策を迅速かつ的確に行うことを目的に設置される体制をいう。

観光危機管理体制の運用訓練やシミュレーション

観光危機発生時に迅速かつ円滑に観光危機管理体制を設置し、必要な対応を行うことができるよう、観光危機の事案・状況を想定したシナリオを用いて、訓練参加者が行うべき意思決定・役割等をロールプレイすることにより進行させる図上訓練をいう。

観光産業

宿泊、飲食、旅客輸送、レンタカー、旅行業その他の予約、文化及びスポーツ・娯楽サービス、小売事業者等、観光客が滞在時に利用するサービス等を行う産業をいう。

外国人観光客

沖縄県に入域する者（沖縄県在住者を除く）で、世界観光機関 (UNWTO) が定める観光客の定義に該当し、日本以外の国に居住する者及び業務・個人的事由等で沖縄県を訪れた者をいう。

感染症

感染症の予防及び感染症の患者に対する

医療に関する法律（平成十年十月二日法律第百十四号）第6条で定める、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

【き】

危機対応・避難誘導訓練

観光危機発生時に迅速かつ円滑に観光危機管理体制を設置し、必要な対応を行うことができるよう、想定する観光危機の事案・状況や要支援観光客への対応等を想定した観光施設や交通機関、観光地等における避難誘導訓練等をいう。

帰宅困難者対策

観光危機により帰宅困難となっている観光客に対し、観光危機や交通機関の運行情報等を、ウェブサイト、ソーシャルメディア等で情報発信するとともに、観光危機により運休・欠航している交通機関の早期の回復が見込めず、多くの観光客が県内に滞留している場合に、帰宅困難となっている観光客への対策を行うこと。

凶悪犯罪

「炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布」、「市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布」、「水源地に対する毒物等の混入」など、多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態及び殺人、強盗、放火、強姦など、事件そのものの被害は限定的であっても、その地域全体が危険であるという印象を観光客に与え、風評被害が発生する恐れが大きい犯罪をいう。

緊急速報メール機能

気象庁から配信される緊急地震速報や津波警報、地方公共団体から配信される災害・避難情報を携帯電話事業者 (NTT ドコモ、ソフトバンク、KDDI (au)) が携帯電話メール機能を活用し、警報音とバイブレーション、画面上の表示で特定地域の携帯電話に一斉配信する緊急用メールサービスのこと。

【く】

国

県、市町村、OCVBOCVB、観光関連団体・事業者と連携して観光危機管理対策等を行う国の関係機関をいう。

【け】

県

国、市町村、OCVBOCVB、観光関連団体・事業者等と連携して観光危機管理体制及び対策を行う沖縄県の観光担当部及び関係部局等をいう。

【こ】

広範囲な通信障害

地震や津波、暴風、大雨等の自然災害による通信設備の損壊や、電気通信事業者、インターネットサービスプロバイダや回線事業者等の通信設備の障害により、複数の市町村や全県にわたって一時的に通信が不可能または著しく困難になること。

コミュニティFM

市町村単位の限られた地域に対して放送するFMラジオ局。災害時にその地域の被害状況等をいち早く情報収集・発信する放送事業者をいう。

【し】

市町村

県、OCVBOCVB、観光関連団体・事業者等と連携して観光危機管理対策等に努める沖縄県内の市町村の担当部等をいう。

主要市場における急激な経済変動

観光客が多く訪れる国内の地域や、直行便が運航している近隣アジア諸国等における急激な景気後退や物価の高騰、為替レートの変動等のこと。

主要市場発着航空便の長期にわたる運航休止・減便

政治的又は経済的な要因、並びに国内・海外の航空会社の運航計画の変更等により、沖縄県への定期航空便が長期にわたり運航休止又は減便となり、早期の回復が見込めない状況にあること。

新型インフルエンザ等

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年五月十一日法律第三十一号）第2条第1項で定める「感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症及び同条第九項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。」とする。

事業継続計画

災害や事故など不測の事態を想定して、事業継続の視点から対応策をまとめ、危機発生の際、重要業務への影響を最小限に抑え、仮に中断しても可及的速やかに復旧・再開できるようにあらかじめ策定しておく行動計画のこと。（「BCP：Business Continuity Plan」ともいう）

【そ】

早期の注意喚起

台風など、事前に観光危機が発生することが高い確率で予想され、観光客や観光産業へ影響を及ぼす可能性がある場合に、観光危機による被害に遭うリスクを軽減するため、観光客等に対して交通機関の運行情報、宿泊・観光施設の営業情報等の発信を行うこと。

【た】

大気汚染

人間の経済的・社会的な活動が主な原因として、大気中の微粒子や気体成分が増加して、人の健康や環境に悪影響をもたらす、観光産業に甚大な被害を与える状況をいう。

大規模食中毒

修学旅行などの団体客や宿泊施設等で集団発生した食中毒で、多くの観光客が発症している状況をいう。

大規模停電

台風や竜巻等の風害、地震、津波などの災害に伴う停電や送電鉄塔の倒壊、送電線の切断等、及び発電所・変電所等の送電システムの事故により発生する大規模な停電で、照明や空調の停止、交通機関の混乱、観光事業者等の業務システムの停止などを引き起こし、観光産業に甚大な被害を与えるものをいう。

他国との外交摩擦

日本と他国との外交上の関係悪化により、当該国から日本への渡航が禁止されたり、制限されたりすること。

【て】

テロ

航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロや、多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する爆破、銃器による無差別な殺

傷等の攻撃が行われる事態をいう。

【と】

渡航情報

自国民の海外への渡航や滞在にあたって、特に注意や渡航の自粛・延期が必要な場合に各国政府が発出する情報で、現地の最新の治安情勢や安全性の目安を示す。

【は】

ハラール

イスラム法で合法的なものを指す。食におけるハラールは自然な状態で飼育された鶏、牛等が含まれる。また、イスラム法において非合法的なものをハラームといい、豚、農薬を使用して栽培された野菜等、アルコール等が含まれる。

【ひ】

非常用通信手段

危機発生に伴う通信設備等の障害等により電気通信事業用設備（電話、携帯電話等）の利用ができなくなった場合に使用する通信手段をいう。

【ふ】

風害（竜巻を含む）

台風・低気圧による強風・暴風、竜巻やダウンバースト、つむじ風など、強風による風圧で発生する災害をいう。

風評被害

県内・県外で発生する観光危機が大々的に又は誇張されて報道され、或いは根拠のない情報が広まることによって、本来『安全』である観光地等を人々が危険視し、観光客が沖縄旅行をキャンセルしたり、沖縄への旅行を敬遠することにより、観光産業に負の影響が及ぶ状況をいう。

風評被害対策

観光産業に負の影響を与える不適切な報道や根拠のない情報など、風評被害に繋がる可能性のある情報を監視し、風評の発生を可

能な限り未然に防ぐとともに、発生した風評による被害を最小限に留めるための正確な情報を発信する対策をいう。

【ゆ】

有毒生物等の異常発生

ハブ（サキシマハブ、ヒメハブ、タイワンハブ等）や海洋危険性物（ハブクラゲ、オコゼ、オニヒトデ等）等の急激な個体数増加をいう。

【よ】

要配慮者

観光危機発生時に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難を行うにあたり配慮を必要とする高齢者・障がい者・外国人・乳幼児連れ・妊婦などの観光客をいう。

【A～Z】

ITS

人と道路と自動車の間で情報の受発信を行い、道路交通が抱える事故や渋滞、環境対策など、様々な課題を解決するためのシステムをいう。

MICE

多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。企業等の会議（Meeting）、企業等が行う報奨・招待旅行（Incentive travel）、国際機関・団体、学会等が行う国際会議（Convention、Conference）、イベント・展示会・見南城市（Event、Exhibition）の頭文字をとっている。

OCVB

一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（OCVB：Okinawa Convention & Visitors Bureau）をいう。

UAV

無人で飛行する無人航空機の総称をいう。